

令和 6 年 6 月 28 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和6年6月

第434回長野県議会(定例会)会議録(第5号)

令和6年6月28日(水曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	観光スポーツ部長	加 藤 浩
副 知 事	関 昇一郎	農 政 部 長	小 林 茂 樹
危機管理監兼危 機管理部長	前 沢 直 隆	林 務 部 長	須 藤 俊 一
企画振興部長	清 水 裕 之	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部交通 政策局長	小 林 真 人	建設部リニア整 備推進局長	室 賀 荘一郎
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	会計管理者兼会 計局長	尾 島 信 久
県民文化部長	直 江 崇	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部こど も若者局長	高 橋 寿 明	財 政 課 長	新 納 範 久
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 長	武 田 育 夫
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	米 沢 一 馬
産 業 政 策 監	山 田 明 子	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	小野田 博 通
		監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議 事 課 長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼 課長補佐	山 本 千鶴子	総 務 課 主 査	池 田 光
議事課委員会係長	風 間 真 楠	総 務 課 主 任	東 方 啓 太

令和6年6月28日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

請願取下げの件（日程追加）

議員提出議案及び委員会提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

請願・陳情提出報告、委員会付託

請願取下げの件

議員提出議案及び委員会提出議案

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）皆様、おはようございます。松本市・東筑摩郡区選出、自民党県議団の青木崇です。今回の質問では、ここ最近火山性地震が増加している上高地焼岳の火山防災対策と、東京一極集中の是正、そして、信州教育の未来とインクルーシブ社会の実現、計3件について質問させていただきます。

初めに、長野県の火山防災対策について御質問いたします。

岐阜県との県境に位置する焼岳。その情景や、上高地から日帰りで登れるということもありまして、多くの登山初心者、外国人観光客に人気の山となっています。しかし、最近では、山

頂付近を震源とする火山性地震が多発しており、現在、噴火警戒レベルは1を維持しているものの、気象庁からは臨時火山解説情報が連日発出されている状況にあります。

松本市は焼岳への登山を控えるよう呼びかけているものの、今年22日の調査では、午前中3時間だけで120人以上が入山しており、今後一層の登山客の増加が見込まれることから、登山者の利便性、安全啓発のためにも、松本市営焼岳小屋の営業を、29日から、宿泊は受け付けず、再開する方針を示しています。

昨日までの10日間で火山性地震は計67回発生しており、長期的に山頂付近の緩やかな膨張を示す変化が観測されています。今後、さらに火山活動が活発化する場合には、噴火警戒レベルの上げが検討されることとなります。

昨年の上高地来訪者は125万人と、ここ10年で最多を記録する伸びとなっていますが、万一大規模噴火が発生し、噴火警戒レベル3となったときには、唯一のアクセス道路となる県道上高地公園線の通行が規制され、上高地が孤立してしまうこととなります。昨今の火山活動の状況を踏まえ、地元関係者の間では、登山者や上高地来訪者の安全確保、情報伝達、災害時の避難体制の実効性について不安視する声が高まっています。

私たちの記憶に新しい10年前に発生した御嶽山噴火災害を受け、県では、この災害を風化させることなく、将来にわたり火山防災への意識を高め、噴火による犠牲者を二度と出さないため、御嶽山が噴火した9月27日を信州火山防災の日と決めました。

今年度は、元気象庁地震火山部長を務められた土井恵治氏を4月付で火山対策総合アドバイザーに委嘱するなど、県として火山防災に力を入れてきているところでありますが、今般の焼岳の状況を踏まえ、次の2点について質問いたします。

まず、国は、改正活火山法の施行に伴い、火山の調査研究の司令塔を担う組織として、4月に火山調査研究推進本部を設置しています。県として今年度新たに危機管理部に設置した火山対策総合アドバイザーにつきまして、県独自のアドバイザーを設置した狙いやそこに期待する役割についてお伺いいたします。

次に、焼岳の火山性地震の増加により、火山活動の状況が毎日報じられています。地元では、シェルター整備など、登山者の迅速な避難確保対策を求める声が上がっていますが、焼岳の火山防災対策についてお伺いします。

また、大きな噴火が起こった場合には、地域が孤立する可能性もあります。地域住民等への孤立対策をどのように講じているのか。焼岳は岐阜県との境にある山であり、広域的な対応を求められることとなりますが、両県の連携体制も含め、取組状況をお伺いします。以上2点を前沢危機管理部長にお伺いします。

続きまして、2件目であります。東京一極集中の是正と地方創生についてお伺いします。

連日報道にて七夕決戦として報じられているのが、日本の首都における東京都知事選挙です。現在も論陣を張られている各候補の公約を見てみますと、第1子からの保育料無償化や子育て世帯の家賃補助など、子育て世代からすると大変魅力的で充実した子育て支援メニューが並んでいます。東京都では、既に所得制限なしの月額5,000円の給付金が実施されており、その国家予算並みの圧倒的な財政力を後ろ盾に、若年人口や子育て世代はますます引き寄せられていくことになりそうです。

先日発表された全国の出生率は、1.20。出生数は国の想定よりも11年も早く減少しており、我が国の少子化・人口減少は想定を超える速さで深刻化しています。その大きな要因とされているのが、出生率0.99となった東京に出産世代の中心となる20～30歳の女性を中心とする若年世代がまるでブラックホールのように吸い込まれていく、そういった状況にあります。

こうした事態を打開しようと2015年から始まった地方創生戦略では、当初、2020年までには地方と東京圏の転出転入を均衡させ、東京圏への転入超過をゼロにするとの目標設定を掲げていました。しかし、2014年から2023年までの10年間で、地方から東京圏への転入者は、超過している人数で約113万5,000人という状況にあり、いまだその東京圏への転出超過の解消が図られる見通しは立っていません。

今回の都知事選候補者の1人である元安芸高田市市長の石丸伸二氏は、その主張の中で、東京過密の解消、東京分散ということを主張されていました。

私は、このテーマに興味を持ちまして、市長当時の会見動画などを見てみたのですが、安芸高田市は、先般発表された人口戦略会議レポートによる消滅可能性都市の一つに位置づけられており、10年前の同レポート時から引き続き該当しているとのことでした。地方自治体の首長を経験された立場として、各施策を展開しても好転しないこの人口動態に対し、東京側からアプローチすると考えるに至ったのではないかと個人的に推察したところであります。

私の地元、松本地域で子育てをする世代の皆さんとお話をすると、東京は給付金がもらえて保育環境もよく、ジェンダーや育児に対する理解があり、障がいのある子の支援環境も充実している。長野県はどうかという声を率直な思いとしてよくお聞きします。

長野県の出生率も、過去最低となる1.34を記録し、若者、特に女性の県外流出が課題とされていますが、今までの取組の延長線上には、この少子化・人口減少が反転する未来はなく、これまでの社会の当たり前からの早期の転換を求められていると感じます。

前定例会の質問の際にも、信州の人口減少に対する知事のお考えをお伺いしたところですが、これから地方として何に取り組むべきなのか、そして、国に何を求めていくべきなのか、地方創生10年を節目に見つめ直す必要性を改めて感じているところです。

そこで、次の2点についてお伺いします。

地方創生戦略の取組が始まって10年目を迎える中、地方自治を重んじる知事におかれましては、10年間の地方創生の取組をどのように検証され、また、解消していない東京一極集中をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。また、今後地方創生にどのように取り組むか、お伺いします。

また、人口減少・少子化に歯止めをかけるためには、若者、特に若年女性の定着が鍵であると指摘されています。さらなる施策の転換が求められる中、現在各集会で聴取している女性・若者の声の受け止めと、女性や若者にとって魅力的な地域になるための今後の施策の方向性についてお伺いします。以上2点について阿部知事にお伺いいたします。

これに関連して、若い世代の方々からお聞きすることの一つに、熊本県内で開所し、既に第2工場、第3工場の建設の話題も出ている半導体企業、TSMCのような成長産業の県内への立地の可能性についてお話をお聞きします。

台湾企業であるTSMCの進出による九州経済圏への経済波及効果について、九州経済調査協会の調査によりますと、2030年までの10年間でその経済効果はおよそ20兆円になると試算されているところです。

近年、世界的なAI分野の成長に伴い、半導体工場やデータセンターの建設が急増しており、この動きは、日本のこれからの経済成長を支える新たな基幹産業となっていくことが期待されています。半導体の需要が急増しているのは、AIチップの需要が旺盛であり、供給が追いつかない、そういった背景があるからです。

半導体拠点やデータセンターの建設ラッシュが日本国内に広がっている中、豊富な水資源や松本空港を有する長野県におけるこの企業立地の可能性について関心の声が寄せられています。

そこで、以下についてお聞きします。

魅力ある雇用環境を創出することも、若者の定着に当たって重要となります。他県で成果を上げている半導体産業誘致の事例は、交通の便や松本空港の存在、豊富な水資源などといった視点から、長野県にも実現の可能性があると考えますが、本県の強みを生かした成長産業誘致についての見解を田中産業労働部長にお伺いいたします。

続きまして、3件目、信州教育の未来とインクルーシブ社会の実現についてお伺いします。

私ごとではありますけれども、1年前、当選してすぐの6月定例会一般質問の際に、私には2人の子供がいて、できればもう1人本当は欲しいが、そのための不安や環境は厳しいものがあるというような趣旨をこの壇上で発言したところでございますけれども、そのもう1人が先日生まれまして、私も3児の父となることになりました。(発言する者あり) ありがとうございます。

子育て、教育の経済的負担はまだまだ厳しいですけれども、これから政府や行政の負担軽減

策が拡充されていくのではないかと、そういった希望が見えてくると、子供を産んでみようという気持ちが後押しされるのだなということも実感しているところであります。

今定例会では、竹内議員、勝山議員から男性の育休取得の推進について質問がございましたので、私も、率先して男性側の育休を取得するためにはどうしたらいいのかということをもたえていきたいと思っているところであります。

自分に子供が生まれてから、子供の教育に対する関心が一層高まりました。多様で不確実な今の時代に、学力向上とともに、偏差値だけではない、この不確実な時代をどうやったら幸せに豊かに生きていけるのかということが重要だということをも改めて感じています。

教育経済学の観点からは、いわゆる5教科の科目への投資よりも、課外活動などを通じた体育や音楽などの分野に早期に力を入れていくことで子供の非認知能力の向上が図られ、教科科目の学力向上にもつながっていくというお話をお聞きしました。そして、この非認知能力や自己肯定感を育むために、自然体験、野外教育を充実することが重要だと言われて久しいところです。自然豊かな信州の強みを生かすべく、県としてかねてより取り組まれてきた若者支援、信州やまほいく認定制度などは、その理念にのっとったものだったと承知をしています。

ここで、若い世代が住む地域を選ぶ際のポイントとなるものに、身近に質の高い公立学校があるかどうかという視点があるという話をお聞きしました。これが今の若い世代にとって暮らしのコストを下げるポイントの一つとして紹介されておりまして、ほかには、1人1台の車が不要となるような公共交通が充実しているかなども挙げられています。経済的負担軽減という視点からも、この公教育が地方で魅力的になること、これは強烈な子育て支援、少子化対策になると思っています。

また、先日の県民文化健康福祉委員会の視察では、医師確保について医師の方々と意見交換をする機会がありましたが、そこでも、子供を育てる働き盛りの医師が定住する地域を選ぶ際、そこに質の高い教育環境があるかどうかがとても気になるという話がありました。人口減少社会における人材確保の観点からも、教育環境整備は投資すべき重要な視点であると改めて認識させられたところです。

この4月より着任されました武田教育長は、初めての義務教育課程出身の教育長であり、通知表がなく総合学習を重視する伊那小学校など、県内でも先進的な教育に取り組まれてきた各学校の校長先生を歴任された経験があるとお聞きしています。

不登校や支援の必要な子供が増える中、時代の要請に応じた質の高い教育を子供に受けさせたい、こういった願いは子供を持つ親なら誰もが願うことなのだと思います。今を生きる子供の思いや子育て世代の声に応えられる信州教育を、ぜひ武田教育長のこれまでの御経験を基に全県で実現していただきたいと思っております。

そこで、次の2点についてお伺いします。

まず、教育環境は定住を決める際の重要なポイントであり、長野県として魅力的な質の高い公教育の環境整備が求められています。長野県ではどのような教育を受けられる未来を描いていくのか、信州教育への思いを武田教育長にお伺いします。

そして、自然環境豊かな長野県において、自然教育、野外教育は長野県教育の大きな強みになると考えます。小中学校現場で長く教育に携わった教育長自身の御経験を踏まえ、自然教育、野外教育に対する思いと今後の展望について、こちらも武田教育長にお伺いします。

そして、私が信州の先進的風土から子供と子育て世代に訴求できている観点の一つが、子供を取り巻く環境としての包摂社会、いわゆるインクルーシブ社会の実現であります。インクルーシブというのは、日本語で包み込むような、包摂的などという意味です。英語で除外、エクスクルーードの対義語でありますインクルード、含めるが語源でありまして、誰も排除しない社会を目指す考え方となります。

その社会の実現に向けまして昨今注目されているのが、インクルーシブ公園というものであります。私もこの公園の存在を昨年初めて認知したばかりなのですが、このインクルーシブ公園というのは、障がいのある人もない人も誰でも遊ぶことができる遊具や園路が整備された公園のことを指します。

例えば、敷地内に段差がなく、車椅子やベビーカーが移動しやすい工夫がなされていたり、遊具の高さを抑えることで体が不自由な子供でもけがの心配がないなど、一般的な公園で遊びづらい子供への配慮が施されていることが特徴です。

パブリックスペース関連のベンチや公園遊具のメーカーである株式会社コトブキの調査によりますと、子供全体の1割以上が、車椅子の利用や筋力の状況、けがのリスクなどから、通常の公園では思うように遊べていない傾向が見られたといえます。

欧米ではこういったインクルーシブな公園づくりが広がっているのですが、日本では2020年3月に国内で初めてのインクルーシブ公園が東京都世田谷区の都立公園で誕生しまして、その後、この4年間で全国各地に急速に広がっています。

今年度、安曇野市では、このインクルーシブ遊具を設置する予算が計上されており、それに先立って、先日、安曇野市内でインクルーシブ遊具の体験会が開催されていまして、2人の子供と一緒に行ってまいりました。遊具に私も初めて触れたのですが、鮮やかな色遣いの遊具が並び、それぞれの目線が低く、危険箇所にゴムが使用されているなど、親としても安心して安全に遊ばせられるような対応がなされていまして、五感を刺激するような仕掛けも多くあったことで知的体験もさせられる、そんな工夫もあったということをお伺いしております。

会場には、障がいのある子供とその保護者の方もいらっしやって、実際に遊具を体験されて

いました。その保護者の方にお話をお聞きしましたが、これまで、他人の目が気になるということもあり、公園には行けないものだと思っていたとおっしゃっていました。こういう遊具が導入されるというきっかけがあると、公園に行く心理的ハードルが下がるという話をされていたのがとても印象的でした。

このインクルーシブ公園という概念を日本で最初に提案されたのが、東京の都議会議員の龍円都議であります。2017年、都議会で提案した際にも、公園に障がいのある人が来るということを想定していなかったということがあり、障がいを持つ当事者やその保護者においても、公園は遊べないものという思い込みがあって、そういった声すらなかなか上がっていなかったという実態があったようです。

公園設置に当たりまして、障がいのあるお子さんや当事者も巻き込んだワークショップを開催することを通し、遊具の維持管理や運営を地域で考えたことで、皆さんが巻き込まれた状態でインクルーシブ社会を考え、実現する、そういったことに至るという効果があったということでした。龍円都議も、単なるインクルーシブ公園や遊具の導入というものを目的としているわけではなく、それによる包摂的社会の実現が目的なのだとすることを力説されておりました。

そんな第一人者である龍円都議に聞いてみますと、今、長野県の取組に注目されているという話をされていて驚きました。それが、長野県で取り組まれてきた信州ユニバーサルツーリズムであります。県内の自然アクティビティを障がいのある人にも体験してもらえるようにする、そういった取組で、専門のインストラクターを県として養成しています。親が同行せずとも障がいのある子供に自然体験をさせてもらえるということに感銘を受け、都議会でも信州のこの取組を先行事例として取り上げられていました。

県内には、既に諏訪市、大町市などに遊具の設置事例があり、安曇野市はインクルーシブ遊具を年度内に設置する予定であります。市単独予算で実施するとしています。長野県立の公園では設置事例はない状況です。

このインクルーシブ遊具というのは、国内での事例が新しいものですから、1基当たりの費用が高額になるという状況がございまして、東京都は、遊具普及のため、遊具設置に当たり設置費用の2分の1を区市町村に補助する制度を創設しているとのことでした。県議会議事録を私が検索した限りでは、過去に取り上げられたことがない概念であり、新しい考え方にはなるのですけれども、これからの社会に必要な環境であると考え、ぜひ県として普及に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今回は次の2点についてお伺いします。

先ほど取り上げた信州ユニバーサルツーリズムについて、障がいのある方にとって野外アクティビティには自然のバリアが伴うものですが、先行事例として注目されている本事業の成

果と今後の展望についての見解を加藤観光スポーツ部長にお伺いします。

そして、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に遊べるインクルーシブ公園について、自治体では単独で遊具設置を進めている現状がありますが、インクルーシブ公園の普及や市町村への支援についての所見を新田建設部長にお伺いします。

以上、質問とさせていただきます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には火山防災対策について二つお問合せをいただきました。

まず、火山対策総合アドバイザーの設置の狙い、役割でございます。

今回の火山対策総合アドバイザーの設置は、御嶽山噴火災害から10年の節目に、火山に関する専門的知見のある人材を迎え、本県の火山防災対策のより一層の向上に取り組むことを狙いとしております。

アドバイザーには、研究者や専門機関と行政、地元住民との橋渡し役として関係機関との連携促進を図っていただくとともに、火山活動の状況に応じた県の対応への助言、防災訓練の企画立案への協力、各火山防災協議会の取組への支援等、県全体の火山防災対策の強化・充実への御助力も期待するところでございます。

実際に、6月7日以降、焼岳に関しては、気象庁から、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるということで臨時的解説情報が発表されておるわけであり、その一歩手前の段階の解説情報が6月2日に発表されましたけれども、同アドバイザーとはその時点から情報共有いたしまして、私どもと長野地方気象台との打合せにも参加をいただいているところでございます。

次に、焼岳の火山防災対策でございますけれども、長野県、岐阜県双方の自治体、地元の町内会、火山防災関係機関から成る焼岳火山防災協議会において、火山活動の状況に応じた対応などを避難計画として取りまとめ、日頃から連携して取り組んでいるところでございます。この計画では、焼岳における気象庁等の監視・観測体制、災害の危険が高まった場合の住民等への情報伝達体制、火山活動の状況に応じた避難行動などが定められておりまして、毎年内容を見直した上で、地元関係者も参加した形で情報伝達訓練などを行っているところでございます。実際に、6月に臨時的火山解説情報が発表された際には、本計画に基づきまして、地元への情報提供や登山者への呼びかけを実施したところでございます。

さらに、万が一孤立した場合に備えまして、令和4年度に松本市と地元の町会によりまして上高地孤立対策マニュアルが作成されております。このマニュアルに基づいて地元で行われた図上訓練に県も参加させていただいて、対応の確認や関係機関との連携強化を図っているところ

ろでございます。

なお、登山者の避難確保対策についてですけれども、その協議会の場においても、シェルターなど安全確保施設の在り方に関する勉強会が行われているところでございます。地元の御意見も伺いながら、噴火時の迅速な安全確保を図るための必要な対策について引き続き研究を続けてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、御嶽山噴火災害を教訓に、全国に先駆けて信州火山防災の日を制定した長野県としましては、焼岳はもとより県内全ての火山について、火山防災対策がさらに一層浸透しますように、継続的にこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には東京一極集中の是正と地方創生に関連して2点大きく御質問をいただきました。

まず、10年間の地方創生の取組をどう検証し、東京一極集中をどう捉えているのか。また、今後地方創生にどう取り組むのかという御質問であります。

本県における地方創生については、例えば、信州回帰プロジェクトによる人口の社会増の達成、信州地域デザインセンター、UDC信州によるまちづくり支援体制の強化、さらには、創業支援拠点、信州スタートアップステーションの2か所での開設など、地方創生の動きの中で様々な取組を行い、一定の成果を上げてきたと思っています。しかしながら、本県としても、また全国においても、まだまだ解決すべき課題がたくさん残っているという状況だというふうに思っています。

特に、例えば中山間地域の持続可能な地域づくりをどうしていくのかといった課題、また、先日合計特殊出生率が1.20という大変ショッキングな数字が発表されましたが、まさに少子化への対応ということについては、10年前よりもむしろ悪化している状況だと考えております。

また、御指摘いただいた東京一極集中は、コロナ禍のときには人口の地方分散化が少し進むかと思いましたが、コロナが収まるとまた元のとおりという状況になっており、東京一極集中の問題についても依然として継続している状況だというふうに考えています。

そういう中で、東京一極集中については、私としては人口減少社会の中で解決すべき最も大きな課題の一つではないかというふうに思っております。なぜならば、東京都以外の道府県、市町村が一生懸命努力をしても、あまりにも東京の引力が強過ぎる。あまりにも行政機能や経済、産業の機能が東京に集中している。高等教育機関も東京に集中している。地方の努力で東京への人の流れを食い止めるというのはなかなか難しいと。であれば、これは、国土全体をど

うするのか、東京の在り方をどう考えるのか、まさに国民的な議論が行われなければいけないものというふうに強く考えています。

そういう観点で、私も全国知事会の国民運動本部長をさせていただき、経団連等でも講演させていただいていますけれども、この人口減少の問題の表裏の課題として、この東京一極集中の問題についてもお話をさせていただいているところでございます。企業の分散化や税源の偏在是正、こうした点については、やはり国全体でしっかり議論をして方向づけをしていただく必要があると思いますので、この点について引き続き国にも強く求めていく必要があると考えております。

今後の地方創生にどう取り組むかということではありますが、まさに今我々が全力で取り組んでおります人口減少に向けた戦略とほぼ方向性、軌を一にした課題でありますので、多くの皆様方と意見交換する中で、しっかりした人口戦略を取りまとめて、その具現化に向けて全力を挙げていきたいというふうに考えております。

続いて、女性・若者の声の受け止め、そして、女性・若者にとって魅力的な地域になるための今後の政策の方向性という御質問であります。

私も、そして各部局、地域振興局も、H O P E 2050をはじめ、若い人たちといろいろな場面で対話を始めているところであります。

私がこれまで対話をさせていただいた中で多く出てきているテーマが幾つかあります。一つは、働き方の問題であります。これは、結婚、出産、子育てと働くことを両立させるという観点からも、また、自分らしい働き方をするという観点からも、多くの方がこの働き方に着目されていると思っています。例えば、週休3日にしてはどうか、あるいは働く場所を自分で選べるようにしてはどうか。こうした御意見も出てきておりますので、まさにこの働き方は一つ大きなポイントだというふうに思います。

また、先ほどの東京一極集中とも関係いたしますけれども、長野県においては、娯楽や遊ぶ場所が乏しいのではないかという御意見や、公共交通をはじめとして移動が不便だという声も強く出されています。この娯楽施設を我々行政が主体的に設置するという事はこれまで行ってきていませんが、こうした問題意識をしっかり受け止めてまちづくり、地域づくりをしていかなければいけないというふうに思っています。

また、地域の寛容性という観点で、自由な生き方をもっと認めてもらいたい。しがらみに縛られたくない。男女の固定的役割分担意識が強過ぎることを何とかしてくれ。こういった思いをお持ちの若い人たちが多いというふうに考えております。

こうした意見を踏まえ、今後どうしていくかは、これからしっかり取りまとめていきたいと思えます。先ほども申し上げたように、まず、働き方をどうするか。これは、少子化の問題に

も直結する話でありますので、この点は経済界、労働界と問題意識をしっかりと共有して、関係の皆様方の行動を我々からも促していかなければいけないのではないかというふうに思っています。

また、移動や楽しめる場所が少ないといったことについては、民間の皆様方のお力もお借りしながら、市町村と共にどういう町をつくっていくのかということ、我々県としてもしっかり方向づけしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

また、若い人たちや女性も生きやすい、暮らしやすい、寛容度の高い地域社会を県民の皆様方と共にどうつくるか。これは、いろいろな分野での取組が必要になってくると思いますので、今後総合的な対策を講じていかなければいけないというふうに思っています。

そのためには、我々県行政の役割、力点の置き方をこれまでとは変えていく必要があると思いますし、これまで掲げております「対話と共創」の共創の部分、共に政策を具現化していく、共にあるべき社会を目指していく、この点をしっかりと重視しながら、多くの皆様方と共に取り組むを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には長野県の強みを生かした成長産業誘致についてのお尋ねでございます。

魅力ある雇用環境を創出するため、長野県の強みを生かした成長産業誘致に取り組むことは、本県においても大変重要であると考えております。

議員の御質問にもありましたように、他県の立地事例には、例えば豊富な水資源や半導体関連の企業集積、比較的低廉な電力の供給など、幾つかの利点があったものと承知しております。

これは、本県においても、豊かな水資源や半導体分野も含めた高度な技術力を有した企業の集積地帯があり、加えて、首都圏、中京圏への良好な交通アクセスや、高い就業率と低い離職率に裏打ちされた勤勉な県民性、そして、信州やまほいくをはじめとした子育て環境、暮らしの豊かさといった他に比して優れた点を有しているものと考えております。

あわせて、全国トップレベルの助成率で支援しますICT産業立地助成金や、環境に優しい先進的な企業の集積を図る産業投資応援助成金などの支援策もあるところでございます。

このような強みを生かし、半導体産業はもとより、産業振興プランの中で今後の発展が期待できます健康・医療、環境・エネルギー、ITといった成長産業の分野に対して、市町村等と連携し、地域特性を踏まえながら企業誘致を推進してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には2点御質問をいただきました。

1点目の信州教育への思いについてでございます。

一つには、子供が子供らしく子供の時を謳歌する、一人一人違うことが尊重され、一人一人の個性が輝いているということでございます。

二つは、それぞれの地域において、学校と地域との協働の下、その地ならではの教育が行われているということでもあります。

三つは、教員は、子供を中心とし、子供を尊重した教育をそれぞれのやり方で実現しようと挑戦しているということでございます。

このように、県内の至るところで、子供も地域も教員も、それぞれのよさや個性が光る教育の百花繚乱とも言える信州教育でありたいと願っております。

信州教育の歴史も、まさにこのようであったと考えております。移住・定住される方々にとっても、県内の至るところに特色ある学校があり、多くの選択肢がある長野県でありたいと考えているところでございます。

2点目の自然教育、野外教育に対する思いと今後の展望についてという御質問でございます。

大正期から昭和初期、長野師範附属小学校の教師たちは、子供が最も心行く場は郊外であるとし、子供たちの学びの場を教室の外としました。この考え方は、長野県の教師たちに今でも影響しています。長野県においては、郊外の学校行事が重視されてきたのもその表れであると思います。

議員御指摘のとおり、長野県の豊かな自然や豊富な文化資源は、長野県教育の強みであると思います。教室の中で身につけた知識や技能が生きて働く力になるためには、自然体験や社会体験が不可欠であると考えております。また、教室の学習では自分のよさを発揮できない子供も、野外では輝く場面を私は数多く見てまいりました。子供たちが自分らしさを発揮し、一人一人の子供のウェルビーイングを実現するためにも、本県の豊かな自然環境を生かし、信州やまほいくから始まる長野県ならではの教育を今後一層充実してまいります。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君） 私には信州ユニバーサルツーリズムの成果と今後についての御質問でございます。

本県では、バリアフリー化が難しい自然豊かな山岳高原の観光地におきまして、年齢や障がいの有無にかかわらず、安心して楽しんでいただけるよう、全国に先駆けて令和2年度から旅行をサポートできる人材の育成や機器の導入支援などに取り組んできたところでございます。

これまでに、信州大学と連携した講座を開催し、86名の専門人材を育成したほか、アウトドア用の車椅子など専門機器の6地域への導入を支援しており、これによりまして、ユニバーサ

ルツーリズムに対応した自然に触れ合えるプログラムが県内12の地域で19コース提供されているところがございます。

また、令和3年度からは、教育委員会と連携しまして、県内の小中特別支援学校におきまして、支援が必要な児童生徒と共に自然体験活動を行うインクルーシブ野外教育を推進しているところでもございます。

今後も、信州ユニバーサルツーリズムがさらに広がりますよう、産学官の連携によりまして、まだ取り組まれていない地域におけるセミナーの開催、SNSを活用した取組事例の発信、県観光機構などと連携した学習旅行の誘致、こうしたものに取り組んでまいりたいと思います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいまインクルーシブ公園の普及や市町村への支援についてのお尋ねをいただきました。

議員御指摘のように、障がいの有無などにかかわらず、全ての子供たちが楽しく遊べるように工夫を凝らしたインクルーシブ公園の普及は重要な取組であると認識しております。県内でも、大町市、諏訪市、伊那市などで公園へのインクルーシブ遊具の設置が行われており、安曇野市も今年度設置を予定していると承知しております。今後、県が管理する公園においても、利用者の声などをお聞きしながら、インクルーシブ遊具の導入に限らず、遊具までの移動性の向上、園路の段差解消などの取組を進めてまいります。

また、市町村に対しては、このインクルーシブ遊具の周知を図るほか、公園の施設整備に対する交付金制度の活用、先進事例における課題や留意点の共有、管理運営の体制づくり、さらには多様性の理解や共生社会づくりの推進の観点からも、関係部局と連携し、様々な支援をしてまいりたいと考えております。

今後、障がいのある子供たちを含め、全ての子供たちにとって楽しめる公園が県内各地に広がることを目指し、市町村と連携して積極的にインクルーシブ公園の普及に取り組んでまいります。

以上です。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）ただいまそれぞれの方面から答弁をいただきまして、今後の展望やこれからの在り方についてのお話をお聞きすることができました。

私も、この地方創生、また、信州の教育の未来について、この1年間、県議会議員として活動する中で、大変自分事として感じるようになりまして、私自身、子供を持つ親として、どのような形がいいのかということこれからもお話ししていけたらいいなというふうに感じているところがございます。

先ほど、知事の答弁の中で、エンタメや娯楽、楽しさという部分についての意見があるということだったのですが、私も、市議会議員を務めていたとき、同世代の人たちに話を聞くと、このエンタメ施設、娯楽施設の必要性がやはり一番多く聞く意見だなということを感じていました。今までは、それは信州にはあまりなじまない観点なのではないかと私は捉えてしまっていたところがあったのですけれども、今、こういった時代になりまして、そういった部分についてももしっかり見ていかなければいけないのだということを今改めて感じているところでございます。

また、最後に、インクルーシブ公園について積極的に進めていただけるというお話がありましたけれども、概念自体はまだまだ新しいものとなっておりますが、県としても取り組んでいかなければならないテーマであると思います。

東京都や福岡市では、各自治体がインクルーシブ公園を導入するに当たって、その課題や問題点になるようなところについてガイドラインを作成し、普及を図っているということでございました。このガイドラインを確認いただきながら、長野県としても各市町村の推進に対して支援できるような体制をぜひ取っていただきたいと思います。まだまだ広がり始めたばかりのもので、今後、財政的な部分での支援も検討できないか、ぜひ研究を重ねていただければと思います。

それぞれ御答弁をいただきましたけれども、私も県政発展に寄与できるよう協力してまいりたいと思いますし、私自身も率先してこの少子化対策に取り組んでいきたいとお伝え申し上げまして、私の質問の一切を終結したいと思います。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）上田・小県地域選出の改革信州の林です。通告に従って順次質問をさせていただきます。

私も県民の1人として感じておりますが、日頃多くの県民からお聞きする、物価高で生活が苦しい、そんな県民の思いを代弁するために最初にお聞きしたいのは、物価高対策です。世界的な紛争や円安など、要因は多数あれど、食料品や日用品等各種必需品の値上がりが続き、物価高に応じた賃上げの実施を促すという話があっても、中小企業の原材料費の上昇による価格転嫁や賃金の上昇は依然厳しい状況にあるというのが実情です。

先日、連合長野では、948円という長野県の最低賃金引上げに向けた要請書を長野労働局に提出しました。現在の最低賃金の全国平均は1,004円であり、長野県は平均を下回っていることから、最低賃金の高い1,113円の東京都等へ県内の働き手が流出しかねないと感じます。こういった動きからも、実効性のある賃上げを実現するために、国の施策に先んじて、県民の生

活を守るため、県が率先して物価高対策を行うことが急務と感じます。

まず最初にお聞きしますが、物価高に応じた賃上げの状況について把握をしているか、また、それに対する県の支援について田中産業労働部長に伺います。

続いてお聞きします。県内の企業では、利益を削ってでも、社員を守るため、人材の確保、人材の流出を防ぐため、賃上げの企業努力をされているわけですが、公定価格が定められた医療機関や福祉施設では、現在の急激な物価高に対応するための余力がほとんどないのが実情だと思います。

言うまでもなく、医療機関や福祉施設は社会になくてはならないものであり、そういった施設やそこで働く福祉・医療従事者を守る責務があります。報酬改定を待たずに、物価高に連動した仕組みなど、柔軟な仕組みを検討する必要があると感じ、ここでお聞きしますが、県では、医療機関や福祉施設への物価高騰対策として、長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金の支給を行ってきたが、今後県として従業員の報酬の向上につながるような施策を考えられないか。笹渕健康福祉部長にお聞きします。

次の質問に移ります。

あらゆる物の値段が上がっているこの物価高の状況で、県民の最大の関心時はやはりガソリン高ではないでしょうか。私の地元、上田市でも、今年2月に消費喚起応援事業としてスマートフォンアプリを使用したガソリンも対象となる割引が行われ、ガソリンスタンドが含まれるその他小売業の分類中、7,136万円の消費があったという実績があり、ガソリン価格に関する関心の高さがうかがわれます。

これまで、ガソリン高に関する質問は委員会や一般質問で何度も取り上げられているわけですが、いまだに、連日のテレビニュース、新聞報道等で、長野県のガソリン価格が全国最高値である、高止まりが続いているとの報道が続き、自家用車による移動に頼ることが多い長野県民の不満として、県政、県議会が対応を怠っているのではないかと、日々県民から厳しい指摘をいただきます。

もちろん、私からも県の取組や議会でのガソリン高に対応する検討状況を原因から説明しているわけですが、県政においてのガソリン高に対する取組状況を県民に周知すべきと感じ、今回質問をいたします。

ここでお聞きしますが、長野県のガソリン価格が高止まりしており、その要因の一つとして、中山間地を多く抱える県内の給油所の経営環境の厳しさが挙げられるが、給油所の経営合理化のため、県ではどのような取組を行っているか。また、国に対しても働きかけをしていくべきと考えるが、いかがか。田中産業労働部長に伺います。

次の質問に移ります。ガソリン高に関する話題を挙げると、ガソリン高対策は温室効果ガス

の排出量を削減する取組と逆行するという見解もあることから、県はいかにして温室効果ガスの排出量を削減できるかという質問を行いたいと思います。

長野県では、森林吸収によるCO₂除去として、国内における地球温暖化対策のための排出量削減・吸収量認証制度であるJ-クレジット制度への関心が高まっているところでありますが、先行して東京都や埼玉県では排出権取引制度が実施されています。

排出権取引制度は、CO₂を大量に排出する大規模な事業所を対象として削減目標を設定し、目標達成に努めていただく制度で、自らの削減により目標を達成できない場合は、排出権取引により他事業所の削減量を売買し、目標達成に充てることができるという制度で、CO₂削減意識につながることで、新たな市場創設につながる可能性があります。

長野県も、他都県の事例を参考にしながら、今後の国の動向を注視し、積極的に導入を促すよう検討を進めていただくよう、ここでお聞きしますが、温室効果ガスの排出量を削減するため、国では企業間でCO₂排出量の過不足を取引できる排出量取引制度を2026年からの本格実施に向けて準備を進めているが、県では、県内各企業に対してどのような温室効果ガスの排出量を抑制させる取組を行っているか。諏訪環境部長に伺います。

次の質問に移ります。

オレオレ詐欺などの各種特殊詐欺は、被害額、認知件数ともにいまだ多く、近年では、電子マネーを購入させる方法など、詐欺の方法も巧妙になっていることから、被害に遭う方が絶えません。

県警でも、盛んに犯罪傾向やその対策について周知啓発を行っていただいていると思います。ここで、その対策状況を改めて確認するためにお聞きしたいのですが、特殊詐欺及びSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の発生傾向や対策、周知啓発の状況について伺います。

また、近年では、電話以外にも、パソコン、スマートフォンの普及から、高齢世代に限らず、若年世代にまで幅広い世代がインターネット、SNSを通じて犯罪に巻き込まれるケースが増えていると感じます。そういった状況や対策を確認するために、ここでお聞きしますが、闇バイトやSNSやネット上の犯罪に対する対策について伺います。

最後に、最近、企業やJAXAなどへのサイバー攻撃が頻発し、サービスが中断される事案、情報が流出する事件が多発しています。以前にも年金機構のサイバー攻撃から始まり、官公庁へのサイバー攻撃が続いたことがありましたが、先ほどの質問にも挙げたインターネット上の犯罪が多いことから、現在の犯罪は、情報技術に関する知識、県警側にもそういった技術と人員の確保が必要と考えます。

ここでお聞きしますが、サイバー犯罪に関わる対応人員の確保・養成について鈴木警察本部長に、以上3点、伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、物価高に応じた賃上げの状況と支援についてでございます。

県内の民間労働組合を対象に調査した令和6年春季賃上げの平均妥結額と平均賃上げ率第2報ですけれども、前年同期を大幅に上回りまして、金額でいいますと2,383円の増加、率では0.85ポイントの増加となっており、平均妥結額は平成5年以来となる9,000円台となっているところでございます。

一方で、いわゆる実質賃金指数は、令和3年9月に99.6と100を下回って以来、直近の公表値であります令和6年3月には95.7まで下降しております。こうしたことから、物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況と承知しているところでございます。このため、昨年策定しました長野県総合経済対策の下、物価高対策や賃上げにつながる施策に取り組んでいるところでございまして、具体的には、賃上げを行い、生産性向上に資する設備投資に取り組む事業者への補助支援や、SDGs推進企業登録制度の登録要件にパートナーシップ構築宣言を追加したところでございます。

さらに、今年度は、長野県よろず支援拠点に価格転嫁サポートチームを新設したほか、来月には労務費等を適切に転嫁するための価格交渉について学ぶセミナーの開催や、エネルギーコストの算出や省エネ設備等の導入効果をシミュレーションできるエネルギーコスト削減促進ツールの提供を開始しております。加えて、診断から導入支援に至るまで一貫した支援体制を構築し、県内事業者のデジタル化を支援し、生産性向上につなげてまいります。

引き続き物価高騰下においても継続的な賃上げを実現できる経済構造への転換を図り、県内企業の稼ぐ力の向上に向けた取組を進めてまいります。

次に、ガソリン価格高騰への対応についてでございます。

昨年、県内価格の要因分析を行いました。中山間地が多く、1店舗当たりの販売量が少なく、必要なコストを価格に転嫁せざるを得ない状況があることなどが高値の一因ともなっております。

この結果を踏まえまして、令和5年11月補正予算に給油所経営合理化支援事業を計上いたしまして、今月には県内4か所でセミナーを開催し、全国の好事例を紹介するなど、経営合理化に向けた意識啓発を行い、また、来月からは、経営を圧迫しております灯油配達業務の効率化に向けてスマートオイルセンサー整備の補助を開始する予定となっております。

また、この高値の対策には、県単独での対応が困難なことから、地域間格差の是正やガソリンスタンドの経営合理化支援等の対策を講じるよう、国に対して継続的に要望しているところでございます。

ガソリンスタンドは、地域防災における役割も含め、燃料供給拠点として地域に欠かすことのできない重要な生活インフラでもございます。今後も、持続可能な運営体制の構築に向けて、経営合理化につながる取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医療機関や福祉施設従業員の報酬向上についてお尋ねがございました。

県では、物価高騰下においても医療機関や福祉施設等が安定的なサービス提供を継続できるよう、国の交付金を活用し、令和4、5年度の2年間にわたって社会福祉施設等価格高騰対策支援金による経営継続支援を行ってまいりました。

また、介護職員、障害福祉職員及び看護補助者の処遇改善については、本年6月からの報酬引上げに先立ち、2月から5月分についても、国補正予算の活用により前倒しで支援する補助制度を創設し、一定の対応を行ってきたところでございます。

これらの経営継続支援や処遇改善支援などの対応は、本来、公定価格を定めている国において、診療報酬や介護報酬等の適時適切な改定により行われるべきものであり、県では、これまでも国に対応を要望してまいりました。

加えて、今月、今回の報酬改定後も経営に必要な経費になお不足が生じた場合には、臨時的な診療報酬等の改定や補助制度の創設を講じるよう改めて要望しており、今後も引き続き物価高騰の状況等を注視しつつ、安定的な医療・福祉サービスが提供されるよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）県内事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた県の取組についてのお尋ねでございます。

国際的にサプライチェーン全体で脱炭素化を目指す動きが広まる中、事業者自らがエネルギー使用状況を見える化し、温室効果ガス排出量の削減につなげていくことが重要でございます。このため、県では、長野県地球温暖化対策条例に基づき、大規模排出事業者に対し、自ら排出量の削減目標等を定めた事業活動温暖化対策計画の提出を義務づけ、排出量削減を促しているところでございます。

直近で把握できる2020年度の産業・業務部門の排出量の実績を見ますと、計画書制度の運用を開始した前年度の2013年度と比較して約26%減少しており、この制度が一定の寄与をしているものと考えているところでございます。

また、提出義務のない中小規模排出事業者についても任意で参加いただけるよう制度の周知を図っており、来年度からは、計画書の提出を県の入札参加資格における加対象とする予定でございます。

このほか、無料の省エネ診断やエネルギーコスト削減促進ツールの提供、製品・サービスのライフサイクル全体における排出量の可視化、工程改善など、事業者のニーズに応じた支援を他部局と連携して進めているところでございます。

今後もゼロカーボン戦略に掲げる2030年度温室効果ガス6割削減を実現すべく、事業者の排出削減に向けて鋭意取り組んでまいります。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 特殊詐欺等の対策について3点御質問をいただきました。

まず、1点目の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の発生傾向や対策等についてお答えします。

電話でお金詐欺、いわゆる特殊詐欺の被害は、本年5月末で、件数にして102件、金額にして約3億2,900万円の被害が発生しており、このほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害につきましては、本年5月末で、件数にして65件、金額にして約8億2,300万円と、電話でお金詐欺、SNS型投資ロマンス詐欺、いずれも前年同期に比べ件数、金額とも増加しております。

電話でお金詐欺における犯人からのアプローチ方法は、固定電話、携帯電話への架電、メールの送信等ではありますが、これに対応、接続することなく遮断することが最も有効な対策であると認識しており、県民が犯人からの電話を受けないために、AIを活用した特殊詐欺対策機器の設置、常時留守番電話設定、ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストの推奨、普及促進、国際電話不取扱受付センターへの申込推奨等の電話対策の働きかけを推進しています。

また、金融機関、コンビニエンスストア等関係機関との協働による水際対策を徹底しており、5月末現在で、208件、約4,300万円の被害を阻止していただいております。また、高齢者を対象とした防犯講話等により抵抗力の強化を図っております。

SNS型投資・ロマンス詐欺については、SNSやインターネット上の広告や情報へ自らアクセスした後、相手とやり取りを重ねていく中で被害に遭っているなど、第三者が介入しづらく、従来の対策による阻止が困難であるため、広報啓発によりこれら手口を具体的に周知することが重要だと認識しております。

警察では、これまで、証券会社や金融機関等と連携した啓発活動を実施したほか、池上彰氏を起用した動画の制作など、訴求効果を高めるための広報啓発を実施しておりますが、今後も手口周知のための幅広い情報発信に努めてまいります。

なお、電話でお金詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が極めて深刻な状況にあること

から、現在、組織の総力を挙げ、県民に被害防止を働きかける緊急対策を展開しており、引き続き各種対策を推進してまいります。

2点目の闇バイトなどSNSやネット上の犯罪に対する対策についてお答えします。

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中、これらの技術を悪用した詐欺等の手口が急激に巧妙化、多様化し、それによって引き起こされる被害が加速的に拡大しているほか、フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金被害や中小企業におけるランサムウェアによる被害が発生しており、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いております。

御指摘のいわゆる闇バイトにつきましては、SNS上で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事件が広域で発生しており、これらの事件では、高額バイトや即日即金などの文言を用いた募集に応じて安易にアルバイト感覚で犯罪に加担してしまうなど、依然として深刻な状況であります。

県警察においては、こうした犯罪実行者募集情報に誘引され、特殊詐欺等に加担した被疑者を検挙しているほか、実行犯を生まないための対策を講じるなど、緊急に取り組むべき課題として認識しております。

これらの情勢を踏まえ、警察では、インターネット上に流通する違法情報や有害情報を排除するため、民間に事業を委託し、AI検索システムを導入した有害情報等の情報収集とサイト管理者等への削除依頼等の対策を図っているほか、県警察では、今年度の組織改正により、サイバー空間をめぐる脅威に的確に対処するため、サイバー捜査課の体制を強化し、不正アクセス事案など、巧妙化、多様化するサイバー事案に対する取締りを強力に推進するとともに、被害防止対策として、中小企業に対する防犯講話や防犯診断、関係機関・団体と連携した啓発活動、県警のホームページやSNSを活用した情報発信等に取り組んでいるところであります。

今後とも、社会変化のスピードに立ち遅れることなく、積極的な取締りはもとより、引き続き官民一体となった被害の未然防止対策を一層推進してまいります。

3点目でございます。サイバー犯罪に関わる対応人員の確保・養成についてお答えします。

県警察では、即戦力となり得るサイバー人材を確保するため、令和2年度までに、中途採用、特別採用により、民間事業者等での勤務経験を有するなど専門的知識・技術を有する5名を採用し、現在は情報処理に係る資格保有者への資格加点制度を設けた採用募集活動等により、引き続き優秀なサイバー人材の確保に努めているところであります。

また、県警察では、サイバー部門の体制を強化するとともに、サイバー事案への対処能力を強化するため、サイバー犯罪や情報通信技術に関する知識、技能を有する職員の人材育成目標を定め、計画的な人材育成を推進しております。

具体的には、レベルに応じた3段階のサイバー事案対処能力検定、特別研修生を指定した計画的な教養の実施、他部門の若手捜査員を一定期間サイバー部門に集約した研修派遣制度等のほか、サイバー部門の捜査員をより先進的かつ専門的な知見を有する警視庁や民間事業者等へ派遣するなど、サイバー人材の育成を図っております。

県警察としては、サイバー空間の脅威に対処するため、引き続き優秀なサイバー人材を確保するとともに、効果的な教養等によつて的確に人材を育成し、県民生活に影響を及ぼすサイバー事案の取締りと被害防止対策に向け、邁進してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ答弁をいただきました。

物価高対策、賃上げについては、一般企業や医療機関、福祉施設で実質的な賃上げが行われるよう引き続き県として促していただきたいことと、ガソリン価格の高止まり対策においては、やはり県民が実感できる実効性のある対策を行っていただくとともに、引き続き国に強く促していただきたいと思ひます。

温室効果ガス排出量削減においても、企業への排出量削減の促しを引き続き行っていくとともに、国で検討されている排出量取引制度を注視していただき、県でも乗り遅れることのないような制度設計をお願いしたいと思ひます。

特殊詐欺対策についてもそれぞれ御答弁をいただきました。近年ではさらに巧妙化している特殊詐欺の手法やサイバー犯罪に関する技術取得についても県警としての対応をお願いしていきたいと思ひます。

以上で質問の一切を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）初めに、聴覚補助機器の積極的な活用について伺います。

高齢化に伴い、難聴の方も増加しています。難聴は、認知症の危険因子の一つと言われていふます。また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されます。

一般社団法人日本補聴器工業会が2022年度に行った調査によると、日本の難聴者は人口の10%に上り、自覚のない方も含めると、65歳以上の2人に1人に難聴の可能性があると考えられています。一方で、機器が高額なことなどを理由に、補聴器保有率が難聴者の15%程度にとどまっているとされています。

一般的に、補聴器と呼ばれるものは、収集した音を増幅する気導補聴器や頭蓋骨を伝わる骨

導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきました。近年、これらの補聴器に加え、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導の技術を用いたイヤホンが開発されました。この聴覚補聴機器は、従来の気導や骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、着用そのものが難しい方に対する新たな選択肢となっています。また、補聴器に比べ、比較的安価で購入できます。認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、聴覚補助機器等の活用を促進する必要があると考えます。

年齢を重ねることにより心と体の動きが弱くなる状態であるフレイルの一つに、ヒアリングフレイルがあります。ヒアリングフレイルとは、2018年に新しく示された概念で、加齢に伴う聴覚機能の低下により、コミュニケーションの困難さや日常生活の質の低下が見られる体の衰えです。

県では、フレイルを予防し、健康寿命の延伸を目指すための取組を行っていますが、聞き取る機能の衰えであるヒアリングフレイルについても、フレイル予防に加え、早期発見や予防につなげる取組などを行うべきと考えるが、いかがか。伺います。

また、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、まずは行政等の公的窓口などに軟骨伝導イヤホンなどの聴覚補助機器の配備を推進すべきと考えるが、いかがか。以上を健康福祉部長に伺います。

次に、ギャンブル等依存症への対応について伺います。

ギャンブル等依存症が日本でも社会問題になっています。厚生労働省が2021年に発表した推計によると、国内でパチンコや競馬などの依存症が疑われる人は2.2%となっています。多額の借金を抱え、周りに迷惑をかけてもやめられないギャンブル等依存症は、人格の問題や意志の弱さが原因であるとの誤解がありますが、WHOが認定している精神疾患です。依存症治療は医療保険の適用対象となっており、依存症患者を適切な治療や支援につなげるのが重要と考えます。

5月14日から20日までをギャンブル等依存症問題啓発週間と定めていますが、先月、全国ギャンブル依存症家族の会長野が主催する特別セミナーに参加しました。医療の立場からのお話や、当事者、御家族からの体験談をお聞きし、終了後には御家族とも意見交換をさせていただきました。その中で寄せられた御意見を踏まえ、何点かお伺いいたします。

まず、ギャンブル等依存症に対する誤解と偏見があり、依存症が病気であることが浸透していないと思われます。依存症の理解が進むよう、県としてさらなる周知をすべきと考えるが、どのように取り組んでいくか、伺います。また、ギャンブル依存が今後若年化していくことが考えられるため、予防教育などの対策も重要と考えるが、いかがか。伺います。

さらに、依存症で苦しんでいる当事者や御家族に対する支援が重要と考えます。自助グルー

プへの支援や御家族への相談窓口の周知、家族の会へのつながりを推進すべきと考えるが、いかがか。以上を健康福祉部長に伺います。

ギャンブル等依存症に陥る原因の一つに、オンラインカジノがあります。オンラインカジノは、スマートフォンやパソコンなどを通じてインターネットで行うギャンブルです。オンラインカジノは、日本国内では賭博として刑法で禁止されています。客としてオンラインカジノに参加し、金銭を賭ければ、たとえ海外で運営されていても、国内で利用すれば違法行為となります。

しかし、オンラインカジノの国内での利用が違法であることがあまり知られていません。オンラインカジノがゲーム感覚で若者の間で急速に広がり、依存症に陥りやすく、借金が一気に増える傾向があることを踏まえると、オンラインカジノが違法であることの啓発を推進すべきと考えます。オンラインカジノの国内利用が違法であることについて、啓発の現状と今後の取組を警察本部長に伺います。

次に、健康寿命延伸に向けた取組について伺います。

少子化が進む中、人口減少対策への対応が重要であり、その一つとして、県民の皆様が年齢を重ねても生き生きと活躍していただける社会を築くことが重要と考えます。

公明党県議団では、4月に大分県の健康寿命延伸の取組について調査しました。大分県では、平成28年の健康寿命の都道府県別順位が大きく下がったことを契機に、取組を強化しました。具体的には、健康寿命日本一おおいた創造会議をプラットフォームとして、健康アプリを活用した運動の促進や塩分控えめで野菜たっぷりの食事の普及、事業所ぐるみで健康づくりの取組を行うなど、官民一体となった様々な取組を推進しています。

このうち、健康アプリ「おおいた歩得」は、日常のウォーキングや健診などによって健康ポイントが付与され、ポイントが貯まると大分県内の協力店で特典が受けられるアプリです。無理せず楽しみながら生活習慣の改善につながる環境づくりによる県民の健康寿命の延伸を目的としており、本年3月時点でのアプリのダウンロード数が9万以上となっています。

全国トップレベルの健康長寿県である本県においても、健康寿命延伸の取組をさらに進めるべきと考えます。本県における健康寿命延伸に向けた取組として、県では、関係団体と事業所の健康づくりプロジェクト委員会を立ち上げ、働き世代の運動定着を目的とした信州ウォーキング大賞を実施していますが、さらに踏み込んで、若者から高齢者までに対象を広げ、個人でも参加できる健康ポイント事業を新たに行うべきと考えるが、いかがか。健康福祉部長に伺います。

最後に、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について伺います。

私は、昨年9月議会で、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について、带状疱疹の発症抑制に

より、医療費の軽減が期待でき、県民の健康や生活の質も保たれることから、ワクチンの定期接種化が実現するまでの間、市町村と連携して接種費用の助成を行うことを提案させていただきました。知事からは、予防接種の実施主体である市町村の意向もよく確認しながら、財政運営の持続可能性を維持する視点も持ちながら検討していきたいとの答弁がありました。その後、県内でも市町村による助成が進み、本年5月現在で18市町村まで拡大しています。

また、厚生労働省では、带状疱疹ワクチンの接種費用を公費で補助する定期接種化に向けた検討を進めてきましたが、先週、ワクチンの有効性や安全性が確認され、費用対効果についても期待できるとして、ワクチンを定期接種に含める方針が了承されました。今後、接種の対象年齢などについて議論した上で正式に決定されます。

国による定期接種化の見通しがついてきたことを踏まえ、定期接種化されるまでの間、市町村と連携して带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うべきと考えるが、いかがか。改めて知事にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には6点お尋ねがございました。

初めに、ヒアリングフレイルの取組についてでございます。

ヒアリングフレイルとは、聞き取る機能の衰えという意味であり、放置すると日常生活の質が低下するとされております。また、認知症の方の中には、聴力が低下した方も多く、耳の聞こえを維持することは重要であると考えております。

このため、県としては、現状のフレイル対策と同様に、市町村等と連携して、耳の聞こえに変化を感じたら早めに医療機関で聴力検査を受けるよう、健康イベント等を通じて啓発してまいります。

次に、公的窓口への聴覚補助機器等の配備についてでございます。

聞こえに課題を抱える方の社会参加等を促進するため、コミュニケーションを取りやすい環境づくりは重要と認識しており、県では、筆談や相談室への案内など、それぞれの場面や状況に応じた対応を心がけております。

議員御提案の行政機関の窓口における軟骨伝導イヤホン等の聴覚補助機器の配備につきましては、聞こえづらさの緩和を期待できますが、年齢とともに有病率が高くなる加齢性難聴の方などでは聞き取りにくさが解消されない場合も考えられます。県としましては、今後、当事者の御意見や先行導入している自治体の状況等をお聞きしながら導入の必要性について検討してまいります。

三つ目に、ギャンブル等依存症の理解促進のための取組についてでございます。

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等に関連する行為をやめたくてもやめられず、社会生

活にまで支障を来す状態のことです。意志の強さ、弱さに関係なく、脳のブレーキに当たる部分が働かなくなり、欲求をコントロールできなくなってしまう病気です。

現在、県の精神保健福祉センターでは、当事者やその家族、医師を対象とした研修会やウェブサイトによる情報発信を行っているところでもあります。加えて、毎年5月14日からのギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、各保健福祉事務所や市町村、医療機関、商業施設等で啓発ポスターの掲示等を行っています。

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等を行う人であれば誰でも陥る可能性があることから、今後は、SNS等の媒体を活用して正しい理解の促進に努めるとともに、本年3月に策定した長野県依存症対策推進計画に基づき、これまで行ってきたアルコール依存症対策に加え、薬物やギャンブル等依存症についても対策を強化してまいります。

四つ目に、若年層に対する予防教育などの対策についてです。

スマホやタブレットの普及により、若年層に対するオンラインでのギャンブル行為への入り口が広がっている現状があると認識しております。

国は、若年層への予防教育として、平成30年に高等学校指導要領を改訂し、新たに精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症についての学びを必須化しており、これに従い、県内の高校生もギャンブル等依存症の予防教育を受けているところでございます。

県としては、青少年期からギャンブル等依存症について学び、その予防策を社会全体で実施していくことが重要と考えており、引き続き、教育委員会をはじめ、様々な関係団体と連携協力しながらギャンブル等依存症対策の取組を進めてまいります。

五つ目に、依存症に苦しむ当事者や御家族に対する支援についてです。

ギャンブル等依存症から回復し、再発を予防していくためには、当事者への適切な治療に加え、依存症患者を孤立させない環境を整えることや、依存症という病気を正しく理解し、社会全体で立ち向かうことが必要であり、御家族への支援も非常に重要でございます。県では、自助グループ活動への財政的支援を行うとともに、精神保健福祉センターや県内各保健所で相談対応を行っており、相談者の希望に応じて自助グループの紹介をしています。

今後も、当事者や御家族を依存症支援に適切につなげられるよう、SNSや精神保健福祉センターへのホームページ等を活用した相談窓口の周知や、自助グループへの参加の働きかけ等に取り組んでまいります。

最後に、健康ポイント事業の実施についてです。

県では、2018年度に市町村や保険者等で構成する健康ポイント制度研究会を設置し、制度の在り方や県と市町村の役割等について検討を行いました。研究会では、当時の調査において約4割の市町村が既に健康ポイント事業を実施または実施する予定と回答したことを受け、この

事業は住民に身近な市町村がそれぞれの健康課題や地域ニーズに応じて取り組むことが効果的とし、県はその取組の後方支援を担うと整理がされたところでございます。

この整理を踏まえ、県では、市町村に対し、健康課題の抽出に資する健診データの提供や助言を行うほか、健康ポイント事業をまちづくりや地域振興の観点で取り組む市町村にあっては、地域発元気づくり支援金で支援してきたケースもございます。その後の調査では、県内市町村の7割以上がポイント等の特典を付与する事業を行っており、その多くが幅広い世代を対象とするなど、取組市町村は確実に増加しております。

今後も、未実施の市町村については、御希望に応じて優良事例の横展開や助言等の支援を行うほか、市町村や保険者と連携した健康づくりの取組を通して健康寿命の延伸を図ってまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）オンラインカジノに関する啓発の現状と今後の取組について御質問をいただきました。

オンラインカジノは、ネットワーク上に開設されたカジノサイトに接続して行われるギャンブルであり、パソコンやスマートフォンで、24時間365日、いつでもどこからでもこのサイトに接続しギャンブルができる環境にあることから、若年層を中心にゲーム感覚で急速に広がっており、アクセス数の大幅な増加及びこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているものと承知しております。

刑法の賭博罪はオンラインカジノであっても成立し、県内においても、令和4年に2件、2名の検挙事例があるところです。また、御指摘のとおり、海外で運営されているオンラインカジノに日本国内から接続して賭博を行うことは、たとえ海外で合法なものであっても犯罪となります。

警察では、これらの点を踏まえて、日本国内でカジノサイトに接続し賭博を行うことが犯罪であることを周知するため、県警ホームページ、Xへの掲載や、ポスターを公共機関などに掲示するなど、注意喚起を図っております。また、大学生等の若年層に対し、オンラインカジノの仕組みや違法性、依存の危険性等の啓発を行ってきているところであります。

今後も違法性の周知を図るとともに、関係機関や教育機関と連携しながらさらなる啓発活動を推進してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には带状疱疹ワクチン接種費用の助成を市町村と連携して行うべきと考えるのがかかという御質問でございます。

带状疱疹は、高齢人口の増加に伴い患者の増加も予測されており、その後、その後遺症によるQOLの低下も懸念されるところでございます。こうしたことから、本年5月の関東地方知事会議におきましては、本県から提案させていただき、带状疱疹等の早期の定期接種化を国に要望することを決定したところであり、国に対して関東知事会として要望しているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、今月20日に開催されました厚生労働省の予防接種に係る小委員会におきましては、带状疱疹ワクチンの定期接種化について科学的に妥当という判断が示されたところであります。しかしながら、接種対象年齢や使用ワクチンの種類など詳細の議論はこれから行われるということで、まだまだ未確定な部分が多いというふうに理解しております。

一方、本県では、県内市町村の御意向を確認させていただいておりますが、一定の助成事業の実施の希望はあるものの、長期にわたる財政負担が想定されることに対する懸念の声もございます。御質問にありましたように、今回助成を行うとすれば、市町村と共同で取り組むことが不可欠だというふうに考えております。そのため、このワクチン接種費用の助成については、まずは国に対して早期の定期接種化の実現を求めていくとともに、国の動向を把握しつつ、県・市町村財政の持続可能性を念頭に置きながら引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）知事から御答弁いただきました带状疱疹ですが、50歳以上の3人に1人がかかると言われています。発疹が収まった後も神経痛に悩まされている方がいらっしゃいます。医療費の軽減効果、そして県民の健康を保つ観点からも、ワクチン接種費用の助成が大変重要になると考えます。県による助成を前向きに御検討いただきますようお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、有害鳥獣対策について質問いたします。

近年、有害鳥獣の被害が増加の一途をたどっております。イノシシによる被害では、田畑の収穫物を台なしにされたり、市街地に出没すると、人身被害の懸念から子供たちの登下校に見守りが必要となったり、休校などの対応が必要になります。鹿の食害は、農作物だけでなく、林業にも多大な被害が生じ、せっかく主伐・再造林を進めていく途上の本県林産業振興にも悪影響を及ぼし、しかも生息域が北上しております。

そこへ来て、熊の出没まで当たり前になってきました。このところ連日熊が出没したとのニュースが流れ、人的被害すら生じています。国も手をこまねているわけではなく、農林水産省は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村に被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置することができるようにし、技術講習の免除、狩猟税の軽減、公務災害の適用、ライフル銃の所持許可の特例といった隊員になる猟友会員への優遇措置や、市町村に対しては、活動経費に対する特別交付税措置を行うなどの制度をつくり、令和5年4月30日現在の設置市町村数は1,246自治体になります。

環境省は、鳥獣保護管理法に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者制度をつくり、本県においても、昨日の御答弁のとおり、9事業者が活動中です。令和6年4月16日には、熊も指定管理鳥獣へ指定し、熊対策を行う際に交付金の形で国から一定の支援が受けられるように検討されていると聞いています。

本県や市町村においても、それら制度を活用するだけでなく、上乘せ補助により有害鳥獣対策に当たっており、猟友会員の待遇改善、狩猟免許取得支援、狩猟者の技術向上を目指すハンターデビュー支援事業の拡充、出動手当や捕獲補助金の増額等々御対応いただいておりますが、猟友会員の高齢化や地域ごとの偏りも心配されるところです。いざというときに対応してくれる方がいてこそその対策です。本県のハンター確保の取組状況について須藤林務部長に伺います。

また、有害鳥獣対策には、動物の生態に精通し、捕獲の観点だけでなく、農作物被害予防に対する助言を行える専門家の存在が必要と考えますが、現状の本県のお取組について須藤林務部長に御所見を伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には2点質問を頂戴いたしました。

まず、有害鳥獣対策に係る人材の確保についてでございます。

県では、狩猟免許の取得に必要な講習会や試験を令和3年度から拡充し、県内10地区において、土日を含めた年4回、延べ17会場において実施しており、平日に仕事をしている方なども、より取得しやすい環境を整えております。また、狩猟免許を取ったものの実際の狩猟活動を行っていない方々などを対象に、ハンターデビュー支援事業を実施しております。わなの

設置方法や巻狩りといった狩猟技術を実技を通して習得いただく実践的な内容の講習会を開催しております。

さらに、今年度から、狩猟免許の取得を考えている方々を対象とした狩猟の魅力伝える講座を新たに増やし、捕獲者の裾野の拡大にも取り組んでまいります。そのほか、県内各地の猟友会でも独自に狩猟者を確保するためのイベントや展示活動を行っていただいております。県としても、猟友会と連携し、狩猟者の確保育成に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策に係る専門家の助言等についてでございます。

県では、野生鳥獣の生態や被害対策に精通した研究者などをクマ対策員や広域鳥獣保護管理員として依頼し、市町村及び地域の住民の皆様には野生鳥獣の被害対策に関する助言や普及啓発を行っております。具体的には、クマ対策員につきましては、現在ツキノワグマの出没地で市町村と連携して実施している集中点検の指導をしていただいております。実際に現場で熊の侵入路や餌となる木の実などの有無を点検するとともに、そうした木の実の除去や隠れ場所となるやぶの刈り払いなどの助言を行っていただいております。

広域鳥獣保護管理員には、熊以外の被害を対象として、効果的な防護柵の設置方法や有効な捕獲方法などについて市町村や地域住民に対し助言や指導を行っていただいております。また、県では、林業総合センターや環境保全研究所の研究者、農政部農業技術課の専門技術員などで構成する野生鳥獣被害対策支援チームを設置して、市町村への被害防除計画の策定指導や各種研修会の講師、被害集落での実地指導等を行っております。

県といたしましては、市町村担当者を対象とした研修会におきまして専門家による取組と成果を周知するとともに、市町村の要望に応じて専門家を派遣することで、市町村が効果的な被害対策を行えるよう支援をしております。

以上でございます。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）昨今の熊の出没や人身被害は今までの想定をはるかに超えた状況だと思わざるを得ません。北海道奈井江町の猟友会は、町から提示された日当8,500円、発砲した場合は1万300円にあきれ、ヒグマ相手に命がけで出動するのにこの金額では請けられないと、出動を辞退することになってしまいました。

本県内においては、猟友会の皆さんと良好な関係を築けており、御対応いただいておりますが、これまでの対策や新たに始めた対策を駆使しつつも、事ここに至っては、有償ボランティアである猟友会の皆さんの善意と責任感に頼るだけでなく、行政の立場として、狩猟免許を持つ有害鳥獣対策専門職員を配置して、県内全域において対応すべき時期が来ていると考えます。猟友会と両輪となる、ボランティアではない公務員としての専門職員の配置を検討するよう要

望し、次の質問に移ります。

次に、高齢ドライバーの運転免許更新について質問いたします。

運転免許更新時、更新期間満了日に70歳以上だと運転指導と座学から成る高齢者講習が、75歳以上だと記憶力や判断力を測定する認知機能検査が必要となりました。制度導入時は、対応が間に合わず、受講待ちの期間が長過ぎて、免許更新前までに講習、検査が受けられない事態が生じたとのことでした。教習所でも講習、検査が受けられるように御対応いただいた現在、受講待ち期間は短くなっていると認識しておりますが、高齢者ドライバーも増加しており、受講待ちの期間はどうしても生じてしまいます。

県内における受講待ち日数の状況について伺います。また、今後、高齢ドライバーが増加した際に、受講待ち期間の長期化が心配されますが、見通しについて鈴木警察本部長に伺います。

本県は、広い県土を持ち、南北に長い特徴があります。どうしても講習を実施する施設から遠隔地に居住している方もいらっしゃいます。高齢者ドライバーの中には、日頃近場にしか行かないが、免許がなくては生活ができないため、更新が必要。だが、遠隔地まで講習や免許の更新に行くには大変だと感じる方もいらっしゃいます。難しい問題ではありますが、そのような方々に対してどのような対応を行っておられるか、鈴木警察本部長に伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）私には2点御質問をいただきました。

初めに、高齢者講習の受講待ち日数につきましてお答えいたします。

高齢者講習の受講待ちにつきましては、令和3年12月末の時点では県下平均約76日となっておりますが、令和4年5月13日の改正道路交通法の施行により、それまで同じ日に実施することができなかった認知機能検査と高齢者講習が1日で実施できることとなったほか、指定自動車教習所における講習に関する規定を整備する等の対応を行った結果、令和6年4月末現在で県下平均約20日となりました。これは、全国平均の31.5日より短いことになっております。

今後の見通しにつきましては、高齢者講習の受講対象者の推移を見守りつつ、県下の指定自動車教習所と連携を取りながら適切に対応してまいります。

続きまして、高齢者講習を実施する施設についてお答えいたします。

高齢者講習につきましては、警察本部の北信運転免許センターと中南信運転免許センターのほか、指定自動車教習所においても講習を実施しているところでございます。この指定自動車教習所は、北から南まで県下に27か所ございますので、県下全域で受講ができる体制が整えられているというふうに考えております。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）現在、待ち日数が20日ほどということで、御対応いただいていることに

感謝申し上げます。

埼玉県は、人口が多いということもありまして、埼玉県警として高齢者専用の講習施設を設置したという報道がありました。現在、県内において御対応いただいているわけですが、これから高齢者の方が増えることも見込まれますので、きめ細かく、また、県民の皆さんが困らないようにしっかりと先々を見据えた上で御対応いただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）町なかのにぎわい創出について、今回は人の移動、交通を軸にお尋ねしてまいります。

ちょうど1年前の一般質問で東南アジアが急成長を遂げているという話をしましたが、難しい話をせずとも、空港に降りてもわっとした独特の蒸し暑い空気に包まれた直後、それを実感することになります。

思い起こすのは、20代半ばの頃、弟が海外赴任していたので、弟に会いにカンボジアと隣のタイに行きました。当時は、カンボジアはもちろんのこと、タイも相当に物価が安くて、食費などに関しては驚くほどお金がかからなかったことを覚えています。

代わりに気を遣ったのが、移動に関してでした。これは、今でも、そして、東南アジアに限ったことではありませんが、まず空港に降りてイミグレーションを済ませた途端にタクシーの客引きが声をかけてきます。ぼったくりなどのトラブル、犯罪に巻き込まれないよう、できるだけタクシーは使わず公共交通を利用しようとする、都市部はまだしも郊外まで足を延ばすことができません。それに、弟や宿泊先とのやり取りはどうしたものか、そんなことを考えるだけでおっくうで、途上国を旅するのはやむを得ない場合に限り、当時はそんな思いがどこにもあったと思います。

あれから十数年を経て、リープフロッグ、すなわち既存インフラが未整備であったがゆえに、技術やサービスが爆発的に加速し、先進国をカエル跳びするように追い抜くという現象が起こり、それは一トラベラーの視点からも明らかに感じるようになりました。

例えば、この間、私が海外で使うようになったアプリの一つにワッツアップというものがあります。機能的には日本でいうところのLINEに近いのですが、LINEは誰かとつながろうとすると友達申請やIDが求められるのに対して、こちらは相手の電話番号さえ分かればオーケー。日本を出国する前にEメールなどで電話番号をやり取りしておけば、メッセージのやり取りも通信電話も現地でタイムリーに連絡を取り合えます。

国際電話のかけ方や料金の高さにどぎまぎしていたかつての姿はどこへやら。何かしらのア

クシデントでホテルに到着するのが遅れる、予約したレストランをキャンセルしたい、そんなやり取りを海外でも自前の携帯で簡単にすることができるようになりました。

そしてもう一つ、私が使うメジャーなアプリに、クラブがあります。これも、既に東南アジアではごく当たり前のインフラになっていて、企業としてはフードデリバリーなどを手広く事業展開していますが、本日のテーマで言えば、タクシー配車アプリ、ライドシェアに関わるものになってきます。このクラブは、先発のウーバーを東南アジアから撤退させたほど企業として破竹の勢いで急成長し、私の感覚では地方都市にまでかなり広がってきています。使い方については、もし私が町のどこかで配車を希望するような場面が出てきた場合、携帯からアプリを開き、目的地を設定すると、料金プランと何人乗りの車を希望かというようなメニューが幾つか出てくるので、希望するボタンを押せば、大体は5分もかからず乗車に至ります。

つまり、目的地までの料金は乗車前に決まっています、あらかじめ登録したクレジットカードなどから引き落とされるだけなので、運転手が遠回りして料金を上乗せしているのではないとか、渋滞に巻き込まれて現金が足りなくなるのではないとか、見知らぬ土地でもそういう心配が一切なく、加えて、ドライバーは完全登録制なので、いつ誰が誰の車でどの経路でサービスを利用したかという記録が全て残るため、犯罪率が飛躍的に改善されるようになりました。それでも不安だとなれば乗らなければいいだけの話ですから、かつて私たちが抱いていた多くの不安を、クラブはテクノロジーの力で10年もかからずほぼ解消してみせたわけです。

あらかじめ行き先が決まっているので、車内での会計も要らなければ運転手との会話も不要です。ただ、面白いのは、旅の土産だと思って会話すると、結構な割合で「あしたは何をする予定なんだ」というようなことを聞かれます。要は、あしたも快適なサービスを提供するから俺の車を使ってくれというセールストークで、実際いなすのが面倒くさいと思うことは多いのですが、裏を返せば、それだけ商売熱心に貪欲に仕事に向き合う姿勢を見てとれます。若者の多さを反映してか、ドライバーも若い人が実に多くて、そういった若者たちがたくましく血気盛んに明日の仕事を競い合う姿は、日本が忘れてしまった光景ではないでしょうか。

そこで、今回初めにお尋ねすることは、インバウンドに関してです。

例えば、訪日客が温泉地など駅から比較的遠い場所にある宿に泊まろうとして、ひとまず最寄り駅に着いたものの、何らかの用事やアクシデントが発生した場合、どのような連絡手段を用いて宿泊施設とコンタクトを取るのでしょうか。

また、別の事例として、よく首都圏や名古屋方面から松本駅に降り立った旅行客が、松本市や安曇野市に宿泊せず、そのまま白馬方面へスキーをしに行ってしまうというようなことが言われます。これを受けて、仮に気骨ある松本の旅館が白馬に負けないアクティビティーやフィールドワークを自社で企画し、宿泊につなげていこうとした場合、訪日客の移動範囲が広

がることに伴って、滞在時の密なコミュニケーションツールが課題としてより顕在化してくるはずですが。ワッツアップのようなアプリが普及していない日本において、宿泊施設はインバウンド客とどのようにタイムリーな連絡を取ろうとしているのか、現状把握と課題認識を観光スポーツ部長に御提示いただきます。

続いて、クラブに関連して何点か。

まず、4月に軽井沢で始まった日本版ライドシェアの取組に関する県の見解をいただきます。また、タクシー不足については、不足の現状、ドライバー確保の見通し、先月開催された連絡調整会議の成果とともに、夏の繁忙期に向けて県の新たな施策はあるか、御開示ください。

また、個人的には、松本の市街地でも最近ではタクシーを取りづらくなっていると感じますが、そのあたりの認識も含めて、以上交通政策局長に見解を求めます。

そして、最後に、そういった政策を当面進めていただくにしても、情報収集をする範囲が狭過ぎやしないか、あるいは、県当局の当事者意識が欠如していないかという点について触れたいと思います。

折しも、去年は、コロナ明けに伴い、県議会でも海外調査が再開されました。部局のほうもしっかり海外調査を進めていただいているのでしょうか。本会議では、たまに知事から海外の事例紹介をしていただくことがあります。部長答弁でそういうことを聞く機会はほとんどありません。それゆえか、海外調査が全体的に不足しているようにも感じられますが、実際のところはどうか。知事の認識と今後の方向性を伺います。

わけてもライドシェアは国民の関心が高く、国がやるからやるというだけでは済まされない政策課題です。昨日も、局長からは、関係者の話を聞いていく趣旨の答弁があったわけですが、こういう協議会や聞き取り調査がされるほか、声なき声や反対利益、つまり、本日私が前段でお話ししたような圧倒的な利便性、潜在的なニーズ、さらには若者の雇用というような要素はどこで酌み取られていくのでしょうか。酌み取るのが難しいがゆえに、一層実体験と当事者意識を持つことが重要だというふうに思いますし、東南アジアくらいなら、週末を利用した2泊3日、LCCを利用すればフライトも数万円で済みますから、公費を使わずとも旅行がてらの調査でライドシェアは十分体験ができます。要は、そういうリアルな体験を部局で共有し、県は施策に反映しようとしているのか、知事にお伺いし、総括的観点からは、規制緩和が進まない日本経済にあって、交通政策については最近どのようなことを感じておられるか、知事の所感を伺って、今回の一切の質問といたします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君） 町なかのにぎわい創出につきまして私には2点質問がございました。

まず、インバウンド旅行客のチェックインに関する御質問でございます。

現状でございますけれども、長野県インバウンド推進協議会などを通じて状況を確認しましたところ、県内の宿泊施設におきましては、インバウンドのお客様からの申込みは、多くはOTAと言われているインターネット上で宿泊予約を行うことができる旅行会社を利用しているということでした。

また、こうしたお客様と宿泊施設の連絡でございますけれども、主に電話やメールにより行われているということございまして、宿泊までの移動は、予約をした際に入手した情報などによりスマートフォンの地図アプリを活用している場合が多いのではないかとございます。

次に、旅行客のニーズの把握とサービスの提供方法についての御質問ございました。

こちら関係者に確認しましたところ、多くは業界団体からの情報や、過去に宿泊されたお客様の傾向などでニーズをつかみまして、それらを反映させたサービスを自社のホームページやSNSなどを通じてPRするというところで、お客様の満足度の向上とリピーターの獲得につなげていきたいということでした。

今後、さらにインバウンドのお客様を本県に誘客するためには、宿泊施設とお客様との円滑なコミュニケーションはとても大切だというふうに考えております。県といたしましても、長野県インバウンド推進協議会をはじめとする関係団体と連携して、業務に有益なツールの活用など、有識者を招いてセミナーを開催すること、あるいは先進事例を共有することなどによりまして受入れ環境が向上するように支援してまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはタクシー不足の問題に関しまして4点ほど御質問を頂戴しました。

まず、軽井沢町の日本版ライドシェアの取組に対する見解についてのお尋ねでございます。

軽井沢町においては、昨年、とりわけ夏の観光シーズンにタクシー不足が生じていたことから、その解消に向けた対策について、軽井沢町をはじめ、地元のタクシー協会、タクシー事業者、商工観光団体などで検討が進められたと承知しているところでございます。

今年3月、タクシー事業者の運行管理による日本版ライドシェアの制度が創設されたことから、軽井沢町では国へ申出を行い、大都市圏以外では初めてとなります日本版ライドシェアを開始したところであり、私も、事前に軽井沢町が主催しましたタクシー供給強化プロジェクト対策会議や当日のライドシェア出発式に参加したところでございます。

軽井沢町は、地元タクシー事業者と連携し、自ら地域のタクシー供給の状況を調査し、そのデータに基づいて所要の手続きを行い、観光需要の高まるゴールデンウィーク前に日本版ライド

シェアの導入を実現させたものであり、その御努力に敬意を表するものでございます。この軽井沢の取組が県内の他のタクシー不足に悩む地域のモデルとなることを期待するところでございます。

次に、タクシー不足の現状、ドライバー確保の見通しと連絡調整会議の成果についてでございます。

県内におけるタクシー不足の状況について、県タクシー協会からは、タクシーの供給が観光需要の回復に追いつかず、特に観光地を中心にタクシー不足が顕在化しているとの報告を受けております。

その主な要因は、ドライバー不足によるもので、コロナ禍前の平成31年3月と令和6年3月とで比較しますと、775人、約23%減少しているということでございます。直近のドライバー数は、処遇改善が図られたことなどにより一定の回復が見られるものの、なお厳しい見通しであると聞いております。

先般、本県が開催しました長野県タクシー供給不足対策連絡調整会議においては、日本版ライドシェアや、運用が改善されました自家用有償旅客運送の制度的枠組みや、軽井沢町における国への申請手続の詳細、実際に車両に搭載されている表示設備やアプリシステムの紹介、町で創設しました補助制度の内容、営業区域内外におけますタクシー会社間の応援など、タクシー業界における取組などの情報につきまして市町村や事業者、労働組合関係者、利用者などと共有したところでございます。

タクシー不足に悩む市町村や事業者にとって、こうした制度的枠組みや軽井沢町での先導的事例などの情報は大変に有益な情報であると考えており、これにより、今後、県内でも必要な地域において日本版ライドシェアや自家用有償旅客運送などの導入に向けた検討が促進されるものと考えているところでございます。

次に、夏の繁忙期に向けた観光地の足の確保に係る県の施策についてでございます。

県としましては、今夏の観光シーズンに向け、引き続きドライバーの採用活動に対する支援や二種免許取得費用への支援など、ドライバー確保に向けた取組を行ってまいります。また、先ほど申し上げました連絡調整会議の成果も踏まえまして、県タクシー協会と連携し、市町村や各地域のタクシー事業者の詳細なデータの収集分析を働きかけ、タクシー不足が懸念される場合には、営業区域内外の事業者相互の応援や、日本版ライドシェア、自家用有償旅客運送の導入等を強力に促してまいります。

次に、タクシー不足によるにぎわい創出への影響についてでございます。

タクシー事業者からの聞き取り、さらには私の実体験からも、長野市や松本市などの都市部の市街地では、金曜日の深夜帯など特定の曜日、時間帯でタクシーが不足し、長時間のタク

シー待ちが発生している状況があると言えると思います。こうしたタクシーの不足が、限られた曜日、時間帯ではあるものの、町なかのにぎわい創出に少なからず影響を与えている可能性もあると考えております。

タクシーをはじめとします公共交通で、行きたいときに行きたい場所に自由にお出かけができる環境を整備することが、人と人との交流を生み、結果として町なかのにぎわい創出にもつながってくるものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点質問を頂戴いたしました。

まず、職員の海外視察に関する現状認識と今後の方向性という御質問であります。

全体として、職員の海外研修や海外視察は非常に少ない状況だというふうに思っています。やはりもっともっと海外の事例に学ぶべきではないか。百聞は一見にしかずであります。

先ほど御質問にもありましたように、アプリや交通システムがどうなっているかということは、日本国内にしかない人間と年中海外に行っている方とでは今や相当意識が開いてしまっているのではないかというふうに思っています。

そうしたことから、海外での調査研究を行う職員を支援する制度を平成27年につくりました。この制度で、これまで延べ15人派遣させていただいて、例えばタイのインバウンド戦略、イタリアの火山防災対策と地域振興策の両立、フィンランドの福祉サービス制度、オーストリアの景観政策、こうしたことについて学んでもらい、そして、関連部局へその人材を配置することでこの研修成果を役立ててきているところであります。

しかしながら、コロナ禍の間は全くそうした活動が行えなかったという状況でありまして、再び昨年度から同様の仕組みを始めていますが、正直に申し上げて、とても十分な制度とは言えないというふうに私としては思っております。これからどんどん世の中が変化していきます。その中で、日本が先頭を走っている分野もあれば、例えばDXの分野等は、率直に言っていささか後塵を拝しているというふうに感じていますので、そういうことを考えると、海外の先進的な施策にもっともっと目を向けていくということが必要だというふうに考えています。

また、職員の人材育成、能力開発という観点、さらには、これから県職員もほかの分野と獲得競争になってくると思いますので、県職員になったらどんな研修があるのか、どんなキャリアを積めるのか、こうしたことをしっかり示すことができなければ優秀な人材は来なくなってしまうというふうに思っています。そうした観点も含めて、海外視察、海外派遣、海外研修の在り方をより効果的なものとなるようにしっかり検討していきたいというふうに思っています。

続いて、交通政策に関連した海外視察の実施状況と施策への反映という御質問であります。

残念ながら、交通については、先ほどの制度等ではこれまで研修、研究を行ってきておりません。担当課では、研究機関の調査報告書や知見を有する専門家からのヒアリングなどで先進事例を学んで対応してきているところでもあります。これは、予算面でももっと配慮しなければいけないと思いますし、職員の皆さんにもそうしたモチベーションをもっと持ってもらえるような働き方の改革が必要だというふうに思っています。

そうした中で、昨年11月に私はヨーロッパを訪問しましたが、その際、ヨーロッパに行って交通の問題について何も見聞しないのはいかがなものかという思いから、ドイツのヘッセン州を訪問させていただき、ヘッセン州における運輸連合の在り方や交通運賃政策の在り方などについて意見交換をさせていただいたところでもあります。引き続き交通やまちづくり、それに関連する脱炭素社会の実現、こうした部分については海外に学ぶべきことがたくさんあると考えておりますので、今後とも、海外の実情をどう把握して我々の政策に生かしていくのかということについてしっかり意を用いて具体的な対策を考えていきたいというふうに思います。

最後に、地域の公共交通リ・デザイン実現会議の構成員として参加した立場として、日本全体の交通政策についてどういうことを感じているかという御質問を頂戴しました。

交通政策は、非常に大きな転換期に来ているというふうに率直に受け止めています。また、この動きは、我が国だけでなく、まさに世界でも交通をどうするかということが大きな課題になってきているというふうに受け止めています。

先般、全仏地域圏連合会の会長のキャロル・デルガさん、日本の全国知事会長に該当する方ではありますが、日本にお越しになられたときに、全国知事会を代表して対応させていただきました。先方のリクエストは、日本の交通政策について話を伺いたいというものでありました。基本的に、フランスの場合は、鉄道については国が経営をしているけれども、日本の場合は国が経営していないと。公費もあまり入っていないのにどうして経営できているのだと、そういう問題意識でのお話でございました。

今、フランス、ヨーロッパはかなり公費が入っている中で、先ほどのドイツのヘッセン州も同様でありましたけれども、どうももう少し公費負担を減らせないかという議論になっているようです。我が国は、これまで、鉄道事業者、交通事業者の独立採算で取り組んできたが、これまで以上にもっと公費を入れていかないと支えられないのではないかとということで、現状の立ち位置が相当違っていますので、ベクトルの方向性も大分違っているのかなというふうに受け止めています。

長野県の場合は、社会的共通資本という概念を取り入れている政策を考えているわけですが、まさに公共交通の部分は社会的共通資本の最たるものだというふうに考えております。そうしたことを考えれば、今市場原理で経営されている部分にどうやって公費を投入す

るのか。官と民、行政と企業との役割分担をどうしていくのか。

また、公共交通については、統合的な司令塔機能を果たす組織が残念ながら日本にはない。国土交通省が許認可権を持っていますけれども、それは基本的に許認可権を行使しているだけで、地域の公共交通体系をどうするかということに対して必ずしも明確な責任を持っていないというふうに思います。

そうしたことを考えれば、公共交通のマネジメントはどうあるべきなのか。鉄道、バス、タクシー、それぞれの交通事業者がそれぞれに運営・運行しているわけでありましてけれども、当然のことながらそうしたものが連携してシナジー効果を発揮し、本当の意味での地域交通体系が出来上がってくると思います。そういうことを考えると、やはりこの交通の司令塔機能が我が国においては決定的に欠如しているのではないかというふうに考えます。

こうした問題意識は、リ・デザイン会議の中でも申し上げてきたところではありますが、長野県においても、地域公共交通計画を策定して具体的な取組のフェーズに入ってきましたので、今申し上げたような問題意識を持ちながら、交通事業者の皆様方と共に地域公共交通が未来に向けて発展するように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（続木幹夫君）次に、埋橋茂人議員。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）改革信州の埋橋茂人です。1年ぶりに一般質問をさせていただきます。

一つ目、増田レポートと地方創生についてです。

2013年12月から2014年7月にかけて公表されたいわゆる第1次増田レポートは、衝撃的なものでした。中央公論誌で3回、間に2014年5月公表の日本創成会議、この創成は創って成ると書く創成ですが、人口減少問題検討分科会の「成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」」が入りました。無論、これが全体のベースになっています。とりわけ、消滅可能性都市として、全国で896の市町村、福島県を除きますが、名指しされました。長野県でも2市32町村が挙げられました。

岩手県知事や総務大臣を歴任し地方自治に精通した増田寛也氏のレポートは、各界に多大な衝撃を与えました。特に、自治体関係者やJAグループには、怒り、戸惑い、諦めなど様々な反応がありました。私も、増田寛也編著、中公新書「地方消滅」と増田・小泉対談などを読んで大変なショックを受けました。

このレポートに対応するものが、2014年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法、これは創って生まれると書きます。以下、創生法と言います。レポートと創生法制定の間の短さ、創成会議と創生法等、事前に周到に準備されたシナリオだったと今さらながら思います。壊死と

か、消滅とか、全ての町村は救えないなどの厳しくかつ身も蓋もない言葉を用いて、言わばショックドクトリンの手法で、人口減少、なにかんづく地方の危機を訴えたものでした。

そして、これが国の地方創生戦略のベースとなり、地方版総合戦略の策定が努力義務化され、長野県でも総合計画としてしあわせ信州創造プランが策定され、現在同プラン3.0が執行中です。

本年4月24日、人口戦略会議が発表した令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート、以下2次レポートと言いますが、また大きな反響を呼んでいます。25日に奥村県議が詳細に触れられていますので、全国の数字の部分は略します。長野県内においても、2市24町村が消滅可能性自治体に該当しており、1次レポートから13町村が脱却した一方で、5町村が新たに該当になりました。自立持続可能となっているのは原村と南箕輪村の2村のみです。

論拠となるデータ、一つに出産可能な女性の数、二つにその女性の偏在の取り方など、多くの批判があり、私も1次レポートに反論する複数の著作を読みました。しかし、残念ながら、現実には地方の人口減少と東京一極集中はコロナ禍を経ても加速し、増田レポートの提起した大きな流れは変わっていないと言わざるを得ません。

そこで、質問いたします。まち・ひと・しごと創生法は、課題解決を地方に委ねる一方で、自治体の計画を国が査定し、採否を決定しました。竹下内閣のいわゆるふるさと創生一億円事業や鳩山内閣の一括交付金と比べ、地方自治体の自主性が損なわれたと思うが、いかがでしょうか。

二つ。第1次増田レポートでは、選択と集中の考えの下で、若者に魅力ある地域拠点都市を中核としたコンパクトな拠点と、ネットワークによって形成される新たな集積構造を構築することを目指して投資と施策を集中することを提言しました。しあわせ信州創造プラン3.0とこの1次レポートとの関連性、相違点をどのように捉えているか。以上2点、阿部知事に伺います。

三つ目です。地方創生における県内の成功事例はございますか。また、課題とその対応策について清水企画振興部長に伺います。

四つ目。地方創生の目玉政策の一つであるふるさと納税については、自治体の活性化や税収確保に役立っているとの評価のある一方で、自治体同士のバナナのたたき売りとの批判があります。2025年10月からポイントを付与するサイトを通じての寄附金を禁止すると6月25日に総務省が発表しました。

「ガチなが」を含めた本県で実施しているふるさと信州寄付金制度の現状と課題、今後の方針について、渡辺総務部長に伺います。

五つ目。高校卒業生の県外流出比率が高い本県において、県内大学の充実策が望まれています。

す。1次レポート以降に新設した長野県立大学、公立化した長野大学及び諏訪東京理科大学の効果と課題、今後の取組について、若者の県内定着の観点から直江県民文化部長に伺います。

続いて、産業労働の関係です。今日の新聞で、綿半が飯田本店をかなり強化するという方針が示されておりました。歓迎すべきことだというふうに思います。

このように、県内への研究機関等の誘致の状況と課題、今後の取組について田中産業労働部長に伺います。

本年4月に人口戦略会議が発表した2次レポートの令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートに対する見解と対応策について阿部知事に伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、まち・ひと・しごと創生法に基づく取組で地方自治体の自主性が損なわれたと思うが、いかがかという御質問であります。

御質問にありましたふるさと創生一億円事業は、私も担当係長として携わっていたということはこの場でもお話ししたとおりでありますけれども、あのときはかなり思い切って地方の自由度を高めよう。使い方について批判が出て、それは地域の主体的な取組だということで、国としてはコメントをしないということでもかなり徹底的にやりました。

ただ、その後の国と地方は、あまり思い切った関係にはなっていない状況でありまして、この地方創生の取組だけが取り立てて地方自治体の自主性を損なっているものというふうには必ずしも受け止めていません。むしろ、交付金を活用して、県としても次世代モビリティの社会実装に向けた支援や、農産物輸出の拡大、沖縄との交流、こうしたプロジェクトを進めることができているというふうに思います。

ただ、今の国と地方の関係は、例えば交付金や補助金をもらうときは国の担当者とやり取りをして、県の職員の負担は結構重くなっているということもありますし、お金を頂く立場でありますので、国と地方は対等・協力とは言いながらも、どうしても国に採択してもらえるように工夫していかなければいけないということで、そもそも今の国と地方の関係性の在り方の改善こそが取り組むべき大きな課題ではないかというふうに思っています。

続いて、第1次増田レポートとしあわせ信州創造プラン3.0との関連性、相違点という御質問であります。

改めて当時の「ストップ少子化・地方元気戦略」を見返してみたわけではありますが、確かに今回の消滅可能性自治体の発表と同じように、インパクトを出して世論喚起をするという観点で、それに対する反発、反論がかなり出たのではないかというふうに思います。ただ、中身を読むと、そんなにおかしな方向で書いているわけではないというふうに思います。大き

な方向性は必ずしも違っていないのではないかと思います。

例えば、コンパクトな拠点とネットワークの形成への投資と施策の集中ということについて今回改めて読み直しますと、例えば、地域を守るとりでとなる小さな拠点、周辺集落を結ぶデマンドバスの充実、こうしたことにも言及されているところでありまして、これは我々としても重要な視点ではないかというふうに受け止めているところであります。

いずれにしても、人口減少は非常に大きな課題でありますので、市町村とも問題意識を共有してしっかり対応していかなければいけないと思っています。

もう一点、今回の「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」に対する見解と対応策ということですが、例えば、私は全国過疎地域連盟の会長をさせていただいておりますので、過疎連盟の理事会等でも、市町村長の皆様方からはかなり厳しい批判をいただき、私も人口戦略会議のメンバーとして真摯に受け止めざるを得ないということでお話を伺ってきているところであります。

私としては、会見の場でも申し上げたところでありますけれども、これは、一つのデータとして参考にすべきものということで、消滅可能性というレッテルを貼られている、貼られていないということで一喜一憂する必要は全くないというふうに思っています。

今回の発表自体が、人口減少に歯止めがかからないのは市町村の努力不足、地域の努力不足といったような誤ったメッセージになりかねないということを私としてはかねてから危惧していたところでございます。ただ、この人口減少の問題で、地方の在り方、とりわけ市町村の在り方をこれからどうするのかしっかり考えなければいけない状況だということは、これは多くの皆様方が共通認識としてお持ちだろうというふうに思います。そういう意味では、レポートの細部にこだわるのではなくて、大きな方向感、課題認識、しっかりとそうしたものを持ちながら取り組んでいくということが重要だというふうに考えております。

この場でも申し上げましたように、私ども長野県としても、市町村長の皆様方の問題意識を丁寧にお伺いしていきたいというふうに考えております。その上で、行政体制の在り方も含めて、今後の人口減少社会に市町村と共にどう取り組んでいくのか、どう向き合っていくのか、そういったことを共に考え、実行していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君） 私には地方創生の成功事例や課題と対応策についてお尋ねがありました。

地方創生の取組が本格的に始まって10年。県内自治体においては、国の財政支援なども活用しながら、自らの創意工夫の下、様々な取組が意欲的に実施されてきました。

県内の事例といたしまして、例えば、都市部から定住した外部人材が移住コーディネーターとして地域住民と協働しながら、ソフト、ハード両面での移住施策を展開し、過疎自治体でありながら年間での人口増を実現した事例ですとか、ドローンやMa a S等のデジタル技術を活用しながら医療、交通、買物などでの課題解決を目指すスマートシティーを推進している事例、あるいは、小学校の廃校舎の活用による複合施設を拠点として新規ビジネスの創出や大都市圏企業との連携に取り組んでいる事例など、成果を上げている取組が県内でも様々見られるところであります。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、依然として東京一極集中の流れに歯止めがかからない状況は課題であると認識しており、国土政策として国において責任を持って取り組んでいただくよう求めてまいります。地方としても、国の対応を待つばかりでなく、人口減少下においても持続可能な地域づくりを推進していくことが重要であると考えております。このため、各自治体がそれぞれの強みや個性を發揮し、都会には決してまねできない新たな価値を提供するオンリーワンの地域づくりに取り組めるよう、県としても輝く農山村地域創造プロジェクトをはじめとする様々な支援策を講じながら、市町村との連携協力の下、地方創生の取組を推進してまいります。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはふるさと信州寄付金制度の現状と課題、今後の方針についてのお尋ねでございます。

本県の令和5年度ふるさと納税の実績は、7万4,805件、10億8,972万4,460円。この全国順位の公表はこれからでございますが、令和4年度では、金額ベースで全国2位となっております。これまでも上位をキープしているところでございます。

一方、創設以降、これは全国的な課題でもございますが、返礼品やポイント等の特典により寄附先を選ぶ傾向が顕著になっております。集客力のある大手サイトへの委託料や返礼品代等の経費が大きくなることにより、自治体が住民サービスに充てるための金額が減少していることが課題でございます。

本県におきましては、こうした課題に対して以前より問題意識を持ち、全国に先駆け、令和5年4月に県直営共創型のふるさと納税受付サイト「ガチなが」を開設いたしました。返礼品を伴わない形で寄附を募集いたしました開設初年度の5年度は、1億円を超える寄附をいただいたところでございます。この寄附額だけでも、全国の中位の都道府県の寄附額に相当するものでございます。

今後、まずはこの「ガチなが」への寄附を拡大するべく、魅力ある募集事業の発掘や県外へ

のPRの強化などに全庁を挙げて取り組むほか、従来からのふるさと納税につきましても、これまで制度の趣旨に沿うよう寄附募集の適正化を国に提案してきたところであり、先ほど議員からもお話がございましたが、先般国から示されました見直し方針等も踏まえ、財源確保や県産品PR等の観点から適切な募集に努めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には県立大学及び公立化した県内大学の効果と課題、今後の取組について御質問をいただきました。

平成30年4月に開学いたしました長野県立大学は、県内高校生の新たな受皿となりました。1年次全寮制、全員参加の海外プログラム、英語集中教育などの特徴ある学びは、県内大学への進学希望者に魅力ある選択肢を提供することとなりまして、県内入学者割合は令和6年度で51.8%と、近年増加傾向となっております。

また、令和5年度卒業生の県内就職率は、県内出身学生においては74.1%であり、県外出身学生を含めても45.9%となるなど、若者の県内定着にも寄与しているものと考えております。

公立化された長野大学及び諏訪東京理科大学においては、公立化以前と比較して入学志願倍率が大幅に上昇した一方、県内入学者率と県内就職率は低下しており、これは近年公立化されました全国の他の大学と同様の傾向でございます。

人口減少が続く本県におきまして、若者の県外流出を食い止め、県内定着を図るためには、進学、就職といった各局面において長野県を選んでもらうことが課題であると考えておりまして、高校や大学と連携して取り組むことが重要と認識しております。

このため、高校生に向けては、県内大学等の魅力をまとめた「信州で学ぼうガイドブック」の配付や動画の配信等により、県内大学への進学が選択肢となるようしっかりと情報を発信してまいります。

大学生に対しては、県内の経済4団体、大学、短大及び県が連携して実施しております産学官連携インターンシップ事業の充実などによりまして、県内企業や地域の魅力を伝えることとしております。県立大学でも、今年度が初年度となります第2期中期計画において同様の取組を位置づけたところでございます。

これらの取組を通して、高校生の県内大学への進学と大学生の県内就職の観点から、引き続き若者の県内定着を推進してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○**産業労働部長（田中達也君）** 私には研究機関等の誘致についてお尋ねをいただきました。

研究所の立地は、高度人材の集積や関連する企業の新規立地が期待できることから、積極的に誘致を推進していきたい分野でございます。このため、県の産業投資応援助成金制度で、研究所の立地に当たっては、他の施設よりも高い助成率、例えば他の施設で4%から6%のところ、研究所の場合は14%から16%。また、助成限度額では、他の施設では5億円のところ、研究所の場合は6億円に設定するなど、これらをインセンティブとして働きかけているところでございます。本助成金を活用して建設された研究所は、直近10年間で9件となっております。

また、6月に公表されました工場立地動向調査結果では、2014年から2023年までの間で研究所の建設を目的に土地を取得した件数は5件で、全国10位となっております。研究所立地に至った背景等をお聞きしますと、本社や既存工場との近接性などが理由となっている例が大変多いことから、今後は県内に工場を持つ県外企業との意見交換や情報共有を密にして、さらなる研究所誘致を進めてまいります。

以上でございます。

[35番埋橋茂人君登壇]

○35番（埋橋茂人君）農業関係で2点伺います。

食料・農業・農村基本法、以下、新基本法と申しますが、25年ぶりに改定されました。多くの議員が触れられております。

この中で、四つメインがありますけれども、既に基本になる三つの部分は県条例に盛り込まれています。25年間基本のところをいじらなかつた結果、地方に頑張っていたというふうに思っているところであります。

今回は、それに加えて、食料安全保障が強調されています。小麦、大豆、飼料作物の海外依存からの脱却や肥料の国産化、安定供給が盛り込まれています。また、従来は市場の価格形成に委ねていたものを、生産・流通コストを反映した価格形成を促すための枠組みづくりにまで踏み込んでいます。

そこで、これから全て農政部長に伺います。

新基本法において食料安全保障の確保が規定されましたが、それによる長野県農業への影響と課題、今後の取組について伺います。

温暖化対策について伺います。

温暖化が急速に進み、異常気象が日常化した今、二酸化炭素削減は急務ですが、それを待っているのみでは現実的に対応は困難です。県は、農業の温暖化に対して適切な対応を取ってきており、農業者やJAから評価も高く、感謝するところです。

最も大きなハード面の対策は、野菜花き試験場を従前の標高の低い場所から標高の比較的高い塩尻市に移転したことです。それにより、試験場で研究、栽培できる品目が大幅に増え、大

きな貢献をしています。多額の予算を伴った英断に敬意を表する次第です。

また、技術面では、暑さに強い米の風さやか、果樹、リンゴのシナノリップ、野菜、耐暑性レタス等の品種開発に努め、長野県農業の維持拡大に大きく貢献されています。

また、猛暑で他産地の米の一等米比率が大幅に下がる中で、全国でトップクラスを維持しています。これは、信州の気候条件によるものだけではありません。20年以上前に夏の最高気温が35度を度々上回るようになりました。稲刈りの適期の判定が従来の積算温度だけでは刈り遅れてしまうとの指摘が農家やJAから度々上がりました。試験場から、翌年の稲刈りに間に合うように、新しい指針、帯緑色もみ歩合、すなわち、まだ少し青い未熟粒が残っているときに刈り取るべきとの指導方針が出されました。画期的な新指針でした。平成13年のことです。この指針で稲の刈り遅れによる品質低下を回避できるようになりました。地道な研究が実を結んだものです。

そこで伺います。

今後さらに進んでいく温暖化に対する農業分野における県の対応について伺います。

また、温暖化に対する米、果樹、野菜ごとの課題と解決策について伺います。

長野県は、標高差、緯度、水系、土質など多様な栽培条件がございます。これに対応した県の試験研究は市町村やJAグループも含めて必要と考えますが、いかがでしょうか。お伺いたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には4点御質問をいただきました。

まず、食料・農業・農村基本法の改正による本県農業への影響と課題、今後の方針についての御質問をいただきました。

食料安全保障の確保については、一義的には国において仕組みを構築すべきものと考えております。

本県は、園芸品目を中心とした総合供給産地であることから、長野県農業の持続性を高め、安定した生産により、国内の食料供給を支えることが食料安全保障の確保に貢献するものと考えております。

また、食料の合理的な価格形成は重要な課題であって、適正な価格転嫁のための環境整備について本県の実態に即した実効性のある制度となるよう国に要望しているところでございます。

長野県の主力品目である野菜や果物は、需要と供給のバランスによって価格が決定されており、生産コストを適正に価格転嫁する仕組みの構築は容易ではありませんが、国において法制化を検討しており、県としてもその動向を注視しているところでございます。

さらに、全国的に評価の高い主食の米については、高品質で安定的な生産を進めるとともに、

多くを輸入に依存している小麦や大豆も、生産性や品質の向上を図り、県内産への置き換えを進めてまいります。

次に、温暖化に対する県の対応について御質問をいただきました。

県では、試験研究の主要テーマの一つに温暖化への対応を位置づけ、高温条件下における影響評価を行いながら品種や技術の開発に取り組んでいるところでございます。

特に、温暖化の影響を回避する技術として、具体的には、リンゴの日焼け防止対策技術、ブドウの着色を安定させる技術、水稻の水管理や移植時期等を組み合わせた安定生産技術などは、早期に技術開発を目指すプロジェクト研究に位置づけて開発し、実用化したところでございます。

また、品種開発には一般的に10年以上の長期間を要しますが、例えば着色に関わるDNAマーカーを利用し、有望な個体を効率的に選抜するなど開発期間の短縮に努めています。

さらには、かんきつ類など新たな品目の検討等も含め、温暖化の課題に対する技術開発とその普及をスピード感をもって進めてまいります。

次に、各品目の課題と解決策についての御質問をいただきました。

近年の温暖化により、水稻では米の白濁や割れによる品質低下、未熟粒の増加による収量減、果樹では着色の不良、果肉の軟化や日焼けによる品質低下、野菜ではレタスの結球不良やトマトの日焼け果の発生などの影響が顕在化するとともに、病害虫の発生パターンが変化しており、これらへの対応は喫緊の課題となっております。

こうした課題の解決に向け、水稻の開発では、高温に強い有望な系統を二つに絞り込むところまで進んでおり、2年以内に品種登録申請を行えるよう取り組んでいるところでございます。また、リンゴについては、着色が優れ、主要病害の黒星病に強い2品種の登録を目指しているほか、収穫時期の異なるその他有望な5系統の育成を進めております。

さらに、レタスについては、苗を低温で管理することにより結球不良を減少させる技術開発に向けた試験研究を行っており、その効果を検証しているところでございます。

次に、多様な栽培条件に対応した県の試験研究についての御質問です。

県が行っている試験研究では、標高300メートルから1,000メートルに分布する県の試験場等に加え、生産者等の協力を得ながら、土壌や気象条件などが異なる実証圃を県下各地に設定して栽培技術の開発等を行っております。

また、県の試験研究機関が、部局の枠を超え、気象変動の将来予測を可視化し、それに基づく影響評価と対応策の試験研究を連携して進めているところでございます。

新たな品種や技術の評価などは、産地への適応性が重要であり、とりわけ温暖化対応技術は多様な条件下での検証が必要となることから、JAグループなどの御協力もいただきながら

オール信州での試験研究に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（続木幹夫君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやです。

本県はインバウンドの需要が順調に高まりを見せていましたが、新型コロナウイルスの爆発的な感染が発生してからは、外国人旅行客が大きく減少しました。このところ、円安の動きを受けて回復に転じてきていますが、インバウンドのもたらす経済効果は大きく、外国人旅行客は、日本らしい景観に魅力を感じて、秘境を訪れたり、日本でしか得られない非日常的な体験を求める傾向があります。移動時間の短縮も重要な一方で、コンテンツ重視のインバウンド回復に向けた環境整備が重要になってきます。

そこで、外国人旅行客にとって分かりやすい情報の発信や魅力的なコンテンツの開発は非常に大切な要素となると考えられます。特に、素晴らしい観光資源がありながらなかなか集客につながらなかった地域も、外国人旅行客が好むようなコンテンツの開発及び情報発信が功を奏せば、日に日に多くの観光客のにぎわいが期待できますが、取組についての現状と課題を観光スポーツ部長に伺います。

アルピコ交通上高地線の例を挙げると、これまで、通勤・通学時間帯以外は乗客がぼつりぼつりと見える程度でしたが、上高地が外国人旅行客でにぎわうようになって以来、今では座る場所がない日も見られるようになりました。

このように、一度観光地としての情報に火がつけば、連日多くの外国人旅行客が地域公共交通を使ってその観光地を訪れるようになることが分かります。ここから、インバウンドの力によって民間の交通事業者を存続させる可能性を見いだすことができます。

そのためには、地理に不慣れな場所こそ安心して移動できる交通手段と情報提供が不可欠です。交通面で、外国人が迷わず目的地に到着することができるような分かりやすい情報の発信や利用しやすい環境についてどのように整備していくのか、交通政策局長に伺います。

外国人旅行客は、様々な母国語を持つにもかかわらず、最低限の英語のやり取りに慣れていく方が多く、会話もスタンダードな速さです。一方、県民の外国語に対する親近感決して高いとは言えず、苦手意識を持つ方も多いのが現状です。また、外国人とコミュニケーションを図ることの文化面・経済面等における効果や影響についてもまだまだ浸透していないのではないかと感じる場面に遭遇することが多くあります。

しかし、これからの日本社会は、国際的な視点なしには発展を考えることができないほど海外とのやり取りがますます重要になっていきます。

そこで、例えば学生のフィールドワークとして外国人旅行者と話す機会があれば、県内の小中高生が実用的な英語を学ぶことができる場になると考えられます。また、観光協会等と連携するなどして安定的な学習機会の確保、実践へと具体的につなげていくことも可能だと考えられます。

そこで、教育長に、学校教育としての外国語教育の意義、現状と課題について伺います。また、外国人旅行者と関わる機会は、生きた英語に触れ、活用する場になると思いますが、併せて見解を伺います。

海外では、外国語を話せる人材とそうでない人材との所得格差が広がっている現状が見受けられます。インバウンド回復を目指す長野県に求められる環境として、県民の海外への意識変容や異文化理解、外国人との共生、文化面・経済面での連携や交流など、国際的な感覚を養いながら世界に向けて自分たちの強みをアピールしていけるような新たな取組が必要になってきていると感じています。

本県には、外国人講師が所属するJETプログラムがありますが、地域とうまく溶け込めず、孤独を抱えるメンバーもいると聞いています。例えば、国際交流に関心の高い日本人に地域とのつなぎ役となってもらうメンター制度があれば、JETメンバーが地域に溶け込むことができ、県民の国際理解の促進が期待できます。国際社会を見据えた本県の取組や方向性について知事に見解を伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私にはインバウンドの活用につままして分かりやすい情報発信や魅力的なコンテンツ開発に関する御質問でございます。

まず、情報発信についてでございますけれども、長野県を旅の目的地に選んでいただくためには、旅行計画を立てる段階での情報発信が重要でございますので、長野県公式観光サイト「Go NAGANO」では、多言語によりまして、県内六つのエリアごとの観光情報を提供しております。

また、県の観光機構におきましては、英語圏と中国語圏のスタッフを配置しておりまして、SNSでの発信にも力を入れており、県内の観光地の風景や伝統文化、食などの画像を配信しておりまして、インスタグラムは自治体観光系のアカウントの中では全国2位の16万フォロワーを獲得しております。

次に、魅力的なコンテンツの開発でございますけれども、県内には多くの観光資源がありますが、立地条件、情報発信などの課題から、旅行会社が商品として取り扱いにくい状況もあると考えております。

こうした課題を解決するために、今年度、県観光機構では、ナガノ・トラベル・オペレー

ション・センターとして旅行商品の企画から販売までを一貫して行う体制を整えましたことから、新たな地域や文化などの資源を掘り起こし、コンテンツとして商品化に取り組むこととしておりますので、県といたしましても支援してまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）外国人観光客に対する公共交通の情報発信や利用しやすい環境整備についてのお尋ねを頂戴しました。

議員御提案のとおり、インバウンド需要によって民間事業者が現在不採算である路線を維持することができる、こうした可能性も十分あると考えておりました、こうした面からも、外国人の方々に対する分かりやすい情報発信や利用しやすい環境整備が大変重要であると考えております。

交通事業者におきましては、これまでも多言語による表記や車内アナウンス等に取り組んできており、さらに、今般策定しました地域公共交通計画においては、公共交通の利便性の向上を図るため、バス路線の情報をインターネットで検索できる環境整備、キャッシュレス決済の導入などの施策を盛り込んでいるところでございます。

インターネットによる検索環境については、現在、県内バス路線の約7割で検索が可能となっております、これらを活用して市町村のコミュニティバスを利用する外国人の方々もいると聞いているところでございます。

キャッシュレス決済の導入については、交通モードにかかわらず、円滑に目的地まで移動できる決済環境の整備をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

こうした取組は、外国人観光客だけではなく、全ての利用者の利便性向上につながるものでもあり、今後も引き続き交通事業者と共に積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）外国人旅行者と児童生徒の関わる機会についてのお尋ねでございます。

令和5年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、学校の授業以外で日常的に英語を使う機会が十分ありましたかという質問があり、この質問に対して、長野県の小学生、中学生は全国平均より低い状況にございました。外国語教育の意義はコミュニケーション力をつけることにありますが、長野県の子供たちは生きた英語に触れる機会が少ないことが課題であると考えております。

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、県内の外国人延べ宿泊者数は、令和4年から令和5年にかけて約8倍に伸びていることから、議員御指摘のとおり、外国人旅行者と英語でコミュニ

ケーションを取る機会の増加が期待できるものと思います。

県内には、外国人旅行者とコミュニケーション活動に既に取り組んでいる学校もございますので、好事例を広げるとともに、宿泊業者や観光協会との連携についても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）私にはJETプログラム活用と県民の国際理解に係る取組や方向性について御質問をいただきました。

人口減少下においては、寛容性の高い多様性を尊重する社会をつくっていかねばいけません。そのためには、多文化共生社会をどうつくるかということが大きなテーマだというふうに思っております。

そうした中で、このJETプログラムの参加者に活躍していただく、あるいはJETプログラムの参加者をしっかり応援していくということは大変重要な視点だというふうに思っております。

県としては、このJET参加者の皆様方の視点や発信力などのポテンシャルを最大限活用していこうという考え方から、今年度、現役のJET参加者と国内外にいらっしゃる経験者が集って交流するネットワークを新たに立ち上げたところでございます。

まず、JET参加者が地域に溶け込めるよう、日本語教室、文化体験イベント等を行ってきたいというふうに思っておりますし、また、JET参加者の皆さんに活躍していただく観点で、例えば、観光名所を巡って外国人目線で地域に対する助言や発信を行っていただく、また、県主催のイベントに参加していただいて県民の皆様方と交流をしていただく、こうしたことを行っていきたいというふうに思っています。

また、今後、私が海外に行く際にも、現地にJET経験者がいらっしゃるようなところでは交流をさせていただいて、現地においてもJETOBとして長野県の魅力を発信していただくことに御協力をいただきたいというふうに思っています。

今後とも、JET参加者のネットワークを十分に生かしながら、地域における国際交流に関心の高い方々、JETプログラム参加者以外の外国人の皆様方、こうした方々が交流・連携することができる機会を増やしていきたいというふうに思っております。こうしたことを通じて多文化共生社会の実現に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[15番小林あや君登壇]

○15番（小林あや君）先日、長期休暇のうち2か月間を日本で過ごすというフランスのエンジ

ニアの男女と話す機会がありました。日本人はとても親切でにこにこしていて、楽しく滞在できているとお聞きし、大変うれしく思いました。日本人の親切さや笑顔は国際的な価値があるのかもしれませんが。皆さん、笑顔を忘れていませんか。外国人から得られる情報を貴重な社会資源と捉え、施策に生かしていただきたいと期待します。

知事の議案説明にもありましたが、長野県は新たに観光振興税（仮称）の導入を検討しています。以下、観光振興税と申します。同じく導入を検討中の他自治体において、ビジネスの宿泊者は目的外なのではないか、用途をどこまで広げるのか、課税額をどうするのかなど、様々な角度から議論がされているようです。

観光振興税については、県内で検討している自治体や、事例は少ないものの他県での前例もあります。それぞれ基盤や規模が異なるため、まさに自主性が求められる分野となりますが、当県ならではの観光振興税の導入を考えた場合、使い道や県として目指すビジョンをどう考えているのでしょうか。

また、税の導入に向けて用途を分かりやすく説明していく必要があると思いますが、徴収者、納税者の理解をどのように得ていくのでしょうか。

税収の一定割合が市町村に交付されていくこととなりますが、これは宿泊施設が集積している市町村から徴収された財源が他の地域へ配分される仕組みとなるため、納得が得られるようにしていく必要があります。独自に課税を検討している市町村も含め、市町村とどのように調整し、合意形成を図っていくのでしょうか。以上、観光スポーツ部長にお伺いします。

この税の導入は、地方が自ら財源を確保し、創意工夫を凝らした政策立案を進める観点から、地方分権改革と密接なつながりがあります。かねてより、知事は、これを推進するお立場から、様々な場で提唱されていると認識しています。依然として国の過剰な関与が続いている状態であることに、知事ならではのもどかしい思いがあるのだろうと推察しております。

そこで、国と地方公共団体とのバランスのよい関係性について、現状と課題を併せて知事に伺います。

地方分権は、地方自治につながります。自治事務の割合を指標とする見方もあり、都道府県は市町村に比べ自治事務の割合が低いことから、分権改革を唱える声は専門家の中からも上がっています。

地方分権の推進により、自分たちで考え、自分たちの意思決定で動ける範囲が広がることで、より大きな収穫を望めると考えられる一方で、地方分権を担う職員の企画力やマネジメント力等を養成することが必要となります。近年の働き方改革も相まって、職員の数が限られる中で、専門性を高めるなど、地方自治を担う職員の人材育成にどのように取り組むのか、総務部長に伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光振興税（仮称）について2点御質問がございました。

まず、用途やビジョンと徴収者などからの理解を得る方法についてという御質問でございます。

先般、観光振興審議会からの答申を踏まえまして、県では、まずは宿泊行為への課税について検討を進めることとしたところでございます。

この税を財源とした主な用途でございますけれども、答申で示された施策の方向性を踏まえ、長野県らしい観光コンテンツの充実といたしまして自然公園の整備、それから、観光客の受入れ環境の整備といたしまして観光M a a Sの実装や交通手段の確保、利便性の向上、さらには、観光振興体制の充実といたしまして広域DMOの機能強化などの重点的な推進を検討しているところでございます。

また、税収の一定割合を市町村に交付金として交付し、税の趣旨に沿った事業に活用いただくことも考えているところでございます。こうした取組にこの税を活用することで、本県の観光が目指す世界水準の山岳高原観光地を実現したいというふうに考えております。

この税の導入の趣旨を特別徴収義務者や納税者に御理解いただくためには、税を導入した効果を実感していただくことが重要と考えております。今後、目指す姿や用途などをまずは制度の骨子として取りまとめた上で、議会の皆様をはじめ、市町村や事業者などにもお示しし、意見交換やパブリックコメントにより関係する皆様から御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

次に、市町村との調整、合意形成についての御質問がございました。

審議会の答申におきまして、市町村との丁寧な調整を求められております。県としても、この税の導入に当たりましては、市町村との連携、調整はとても大切だと考えているところでございまして、先月21日に開催されました県と市町村との協議の場におきまして既に意見交換を行ったところでございます。

また、特に、独自に同様の課税を検討している市町村とは、具体的な用途のほか、財源の規模や制度設計のイメージをお伺いし、県の考えを共有しながら調整や合意形成を進めていく必要があると思っております。そのため、現在、関係する市町村の考え方をお聞きしているところでございまして、今後それらを整理して意見交換を行ってまいります。

また、他の市町村につきましても、市長会、町村会での会議や県と市町村との協議の場などの機会を捉えまして十分な意思疎通を図りまして、全体として皆様の理解が得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には国と地方公共団体のバランスのよい関係性についての現状と課題という御質問をいただきました。

我が国の行政システムは、国がかなり多くの権限を持ち、法令の規定が地方公共団体の条例や規則に優先されてしまうということでもありますし、法令の過剰過密ということも言われていますが、我々地方公共団体が担っているかなり細かい分野まで国がルールを決めているという現状があります。まさに集権的であり、また、福祉であったり、産業政策であったり、国も地方公共団体も同じような仕事をしているという意味では、融合型と言えらると思います。

加えて、多くの仕事を地方公共団体が行っているわけでありませうけれども、そのための財源については、かなりの部分が国税で徴収され、補助金あるいは交付税という形で財源移転がされているということでもありますので、こうした意味で、権限的にも財政的にも集権型の仕組みだと言って差し支えないのではないかとこのように思います。

機関委任事務の廃止等によって国と地方の関係性は対等・協力という形にはなっていますけれども、今申し上げたような実情がありますので、地方公共団体が自由にいろいろなことができる。国のほうばかり向くのではなく、住民のほうを向いて、住民の思いに寄り添った仕事が自由にできるという状況とは現状はかなり違っているのではないかとこのように思っています。

ただ、もとより国においても行うべき仕事というのは当然あるわけでありまして、例えば子供医療費の助成、これはもうナショナルミニマムと言って差し支えない制度だと思ひます。どこの都道府県、市町村でも国の補助金を入れない単独事業として行っているわけでありませうから、そろそろ国が統一的な制度をつくってはどうかというように思っています。

また、長野県は海なし県でありますので、本県を流れる河川は長野県だけでは完結しておりませう。河川整備は上下流一帯で計画的に行っていくことが重要でありますので、一部県管理の1級河川の区間がありますが、こうしたものはむしろ国が一元的に管理することが望ましいのではないかとこのように思っています。

国は、本来国が行うべきことにもっと集中していただき、細かなところは地方に関与せず、もっと任せていただく。財源保障機能、財政調整機能を有している地方交付税は一定程度今後とも維持されなければいけないというように私は思っています、補助金等をもっと簡素化していく。あるいは、本来の地方の一般財源や地方税に振り替えていく。こうしたことが必要ではないかとこのように考えております。

そういう意味では、今の集権・融合型のシステムから、本当の意味での分権型への改革を進めていくことが必要だというように考えております。このことが、ひいては全国民、それぞれ

の地域に暮らす皆様方のウェルビーイング、幸せの向上に確実に繋がっていくというふう
考えております。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には、専門性を高めるなど職員の育成にどう取り組むのかとい
うお尋ねをいただいております。

長野県職員育成基本方針では、目指すべき職員像を、外部環境の変化を自ら分析し、自律
的に行動する職員とし、研修等により能力開発を支援しております。具体的には、新規採用時
から基礎的能力である共感力、政策力、発信力の取得を目的とした研修を実施しつつ、業
務に応じた専門研修や大学院への就学、専門資格の取得への支援などにより、職務や役割
に応じて実務能力や専門性が高められるよう取り組んでいるところでございます。

本年度は、かえるプロジェクトから職員の専門性向上に向けた人事制度改革に関する提案
もあったところでございます。政策立案能力の向上だけでなく、職員の主体的な学びや生
産性の高い働き方につながるよう、専門性を高める異動や育成などについて制度設計を
進めております。

加えて、課室長・係長向け研修において、マネジメント力の向上等のカリキュラムを充
実したほか、若手職員向けには、モチベーションや主体性向上のため、業務への向き
合い方を捉え直すジョブクラフティングという手法を用いた新たな研修を行うことと
したところでございます。

今後も、職員が高い志や情熱、やりがいを持って活躍できるよう、多様な成長機
会の提供に努め、高度な政策課題に対応できる職員、組織づくりを進めてまいり
ます。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）税収は宿泊実績ですので、宿泊施設の集積する自治体が元
気を失うと、県内自治体への配分額も減ってしまいます。この税収が増えることが
県内各地の観光振興につながる仕組みなので、県をはじめ、県内各自治体が、財
源となる宿泊施設の集積する自治体に対し、さらに誘客、集客につながるよう
応援、連携できる機運の醸成が図られていくことを願っていますし、同時に、
県内各地の様々なすばらしい資源が外部評価機関からより多く評価を得るなど、
信州全体のブランド力向上へのつながりを願っております。

地方分権について、経験に基づく知事の深い思いをお聞きいたしました。職員
のモチベーションは何よりも原動力になると考えますので、今後の人材育成に期
待したいと思います。

近年、本県において豪雨災害が増え、危機管理対策が急務となっています。災
害発生時において、中山間地などはラジオの電波が入らず、住民にとって身近な
災害情報の確保が困難な状

況があります。また、これらの地域では高齢化が進み、スマートフォンなどデジタル機器の活用には抵抗を感じる住民が多いのも現状です。ラジオの電波が入りにくい地域における災害時の情報発信についてどのように取り組んでいるのか、危機管理部長にお伺いします。

I C T機器に不慣れな方がいざというときに災害情報に接することができるよう、ふだんから講習等のサポートが必要と考えますが、企画振興部長に取組状況を伺います。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）中山間地における災害情報の提供について御質問いただきました。

災害時には、県民の生命、財産を守るため、これは、中山間地など地理的条件にかかわらずでございますが、正確な災害情報を迅速に届けて、確実に住民の方の避難につなげていくということが大事だと考えております。そのため、ラジオを含めた多様な媒体での情報提供、情報伝達手段の多重化が極めて重要だというふうに考えています。

災害情報は、まずは市町村が整備する防災行政無線により提供するほか、地域によっては防災行政無線を屋内受信できる機器を全戸に設置するとか、コミュニティFMやケーブルテレビ網の活用、地域に一斉配信するエリアメールの導入など、多様な媒体を活用し、情報が確実に伝わるよう、現在取り組んでいるところでございます。

さらに、近年、民間の放送事業者が、中山間地のようなラジオ難聴地域の対策として、中継局を介して山間部への発信が可能なワイドFM放送を導入して情報発信の強化を図っている例もあると承知しているところでございます。

県としては、こうした民間事業者の取組も広く県民に周知するとともに、市町村に対して情報発信手段の多重化、多様化を働きかけるなど、災害時に県民に必要な情報が確実に届くよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私にはI C T機器に不慣れな方へのサポートについてお尋ねをいただきました。

スマートフォンなどの身近なI C T機器は、日々の暮らしを便利にすることに加え、災害時には迅速な情報収集や家族との安否確認などに役立つものであり、その活用にあたっての不安を解消することが重要であると認識しております。

現在、I C T機器に比較的なじみの薄い高齢者の方々を対象とするスマートフォンの講習会が、大手の携帯電話事業者や地域の各種団体等により、国の補助事業を活用して実施されているところです。

これに加えまして、県では、令和5年度から、これまで携帯ショップがないなどの理由で講習会が実施されていない地域におきまして、誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業を開始しております。初年度である昨年度は、県内12町村で合計185回、延べ1,482人の方に行政手続等でのスマートフォンの利用方法について助言、相談対応等を行いました。

この講習会では、信州防災アプリのインストールや使い方の説明も組み込んでおり、参加者のアンケートによると、非常に満足または満足と回答した方が85%と非常に高い評価をいただいております。

I C T機器に不慣れな方が災害時に取り残されないという観点からも、引き続き高齢者の方々をはじめ、多くの県民の皆様がデジタルの活用について学んでいただける環境づくりに努めてまいります。

以上です。

[15番小林あや君登壇]

○15番（小林あや君）高齢者に対しては、小さい字が見えづらい、身体機能の低下により指先が思うように動かない、判断に時間を要するといった特徴を踏まえた対策が必要と考えます。

県民の命を守るために、情報発信の工夫と伴走型のサポートをお願いし、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後3時開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

清水正康議員。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君）まず、中山間地の農地を守る農業振興策について質問いたします。

現在、農業従事者は減り、高齢化率は70%を超える厳しい状況ではありますが、10ヘクタール以上の規模の経営体は増加の兆しがあり、みどりの食料システム戦略でいう農業の生産力向上と持続性については、一部では果たすことができるのではと考えます。

しかし、中山間地が多い県内には、生産性の向上を図ることができない農地も多々あり、このような農地は、地権者の手を離れ荒廃化しないようにという使命感から、地域の方々が担っていることが多いのが実情です。県内に耕作できない農地が爆発的に増える未来はすぐそこにあると考えます。

そこで2点、小林農政部長に質問いたします。

生産性の向上を図ることができない県内農地の状況について所見を伺います。

また、高齢化率を考慮すると、今後担い手が急激に減り、このままでは中山間地の農地を守ることは不可能と考えますが、今後の農業振興策について伺います。

続いて、水力発電の拡大について質問いたします。

2050年ゼロカーボンの実現に向けて昨年11月に策定されたゼロカーボン戦略ロードマップには、再生可能エネルギーの生産量の目標を設定しております。長野県の豊かな資源である水をさらに活用すべきと考えますが、ロードマップの2030年度の目標では、水力発電は太陽光やバイオマス発電などの伸び率に比べて鈍化しており、割合は16%減の55%となっております。

そこで、質問いたします。

農業用水を利用した小水力発電については、公共事業である農業農村整備事業で建設した施設が現在15か所稼働し、民間の事業者では28か所が稼働していると聞いております。民間の力もさらに活用し、小水力発電を増やすべきと考えますが、今後の取組について小林農政部長に伺います。

また、企業局における水力発電については、令和7年度までの着手分を含め36か所とする計画になっておりますけれども、この後の予定について吉沢公営企業管理者に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には3点御質問をいただきました。

まず、生産性向上が困難な県内農地の現状についてお尋ねをいただきました。

県内で農業が営まれている面積の約15%を占める地理的条件の厳しい山間地の農地では、平地の農地に比べて生産性の向上が難しいこともあり、自給的農業を中心に比較的手間のかからない米やそばなどが多く生産されております。県内耕地面積のうち約13%が荒廃農地となっており、農業者の高齢化の進行や担い手の減少により今後の拡大が懸念されているところでございます。

中山間地の農地で耕作されることは、水源の涵養や、防災・減災機能など多面的な機能の維持とともに、里山や棚田などが織りなす固有の景観を貴重な地域資源として次の世代に引き継いでいく観点からも重要であると認識しております。

次に、中山間地の農地を守る農業振興策についてのお尋ねです。

現在、市町村では、地域計画の策定に向け、各地域における農業の将来像を描く話合いが行われております。まずはこの中で将来のありたい姿を明確にした上で必要な取組を進めていくことが重要と考えています。

その上で、中山間地域の農地と人々の暮らしを維持していくためには、小規模な農家等が耕

作を続けられる環境を整備するとともに、地域内外の多様な人材を呼び込み協働していくことが必要と考えております。

このため、県では、小規模農家等に対して、共同で利用する機械等の整備、狭隘な農地でも活用できるスマート農業技術や軽量作物等の導入を支援するとともに、直接支払事業等を活用して、農地や水路の維持管理等の活動支援を行っているところでございます。

また、例えば、生坂村で展開されているように、地域外から移住された方が農業を行いつつ、農閑期には他の仕事に従事するなど、年間を通じて地域の一員として活躍できる環境の整備も重要です。

引き続き、半農半Xなど農ある暮らしの推進と併せた移住の促進、農村RMOの形成支援などにより、豊かな自然環境、美しい景観を持つ中山間の農地を守る取組を進めてまいります。

次に、農業用水を利用した小水力発電についてのお尋ねです。

民間事業者による発電施設は、現在稼働中の28か所のほかに、2か所での計画を把握しております。県では、民間事業者の参入を促すため、発電候補地の調査結果をホームページで公表しているほか、農業用水を管理する土地改良区に対して事例の紹介を行うことにより、マッチングを進めているところでございます。

小水力発電は、ゼロカーボンに貢献するとともに、売電の収益は土地改良区の運営にも寄与することから、今後とも民間事業者の力も活用しながら取組を拡大してまいります。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）企業局における水力発電の予定についてお答えします。

現在、令和7年度までを計画期間とする長野県公営企業経営戦略に基づき、新規電源開発に取り組んでいるところです。

平成30年度からは、関係部局や市町村と連携した新規電源開発地点発掘プロジェクトにより開発を加速化し、令和元年度に16か所だった発電施設は、建設部からの移管分を含め、3年度には23か所に、さらに、今年6月には、佐久地域で初となる県営発電所2か所が運転を開始し、合計25か所になりました。

現在建設設計中の施設が受託分を含め5か所、加えて、今年度は開発計画の事業性評価や候補地点の流量観測を10か所程度予定しており、こうした取組により、令和7年度に着手ベースで36か所とすることを目標としています。これら施設の稼働により、ゼロカーボン戦略ロードマップの2030年までの水力発電の増加目標4.5万キロワットのうち1万キロワット程度を賄える見込みであることから、まずは計画した事業を着実に進めてまいりたいと考えています。

その後については、令和8年度からを計画期間とする次期経営戦略を策定する中で検討する

こととなりますが、新規の建設に加え、再生可能エネルギーの実質的な増加につながる既存施設の出力増強、多様な主体の参画を促す市町村や民間企業等への技術支援・技術連携などによりまして、本県の水の恵みを生かした水力発電を推進し、2050ゼロカーボンの実現に貢献できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）中山間地の農地を守る農業振興策ということで御答弁いただきました。

問題意識は共有していると確認できました。今、様々な支援策についてお話しいただきましたけれども、高齢化は、思った以上にすぐ進むのではないかと、そのように思っております。

現在の国の方針では、耕作できない農地があちこちに生まれてしまう。そういった部分にもっと危機感を持っていただきまして、国で担えない部分は県で担う。ぜひ現場等のお声をいただきながら担っていただければというふうに思います。

水力発電の拡大についてですけれども、引き続き農政部も企業局も拡大するというので、力強い答弁をいただいたと受け取りました。新規もあれば、今あるものを増強して発電容量を増やすといった話もあったと思うのですが、いま一度市町村とも協力しながら適地を調査して、民間の力もさらに借りて、それぞれの事案に県も積極的に介入、調整をして、水力発電がさらに増えるようお願いしたい、そのように思います。

続きまして、人口減少緩和策、子育て支援策について質問をしたいと思います。

国、県、市町村において、様々な人口減少緩和策、子育て支援策が、右肩上がりのように予算をつけて行われておりますが、投資に対して結果が伴わない、そういった状況が続いております。しかし、未来への投資としては必須でありますので、行政としては、施策の検証をし、効果的な支出をすべきと考えます。

そこで、2点質問いたします。

初日に川上議員も質問をしておりましたが、補正予算に計上されている人口減少対策緊急広報事業についてであります。

人口減少が進む中、子供を産み、育てたいと考える若者の希望の実現を後押しするため、長野県で子育てをする魅力や支援策を発信するとありますが、本県における子育てをする魅力とは何でしょうか。川上議員への答弁には、子育てがウェルビーイングにつながることを発信するといった趣旨の話がありましたが、子育てをする魅力とは何を指すのでしょうか。

また、支援策を発信するということは、他都道府県と比較することにつながり、支援策合戦、つまりばらまき合戦を誘発し、好ましいとは思っておりませんが、どういったイメージを持って発信するのか、清水企画振興部長に伺います。

保育料や子供の医療費の補助について、本年度から県が一定の負担をすることで、市町村の子育て支援策の拡充につながることを期待する旨の説明が2定でありました。

しかしながら、効果的な子育て支援策や人口減少緩和策が分からず困惑する市町村や、単なるばらまきと感じたり、効果に疑問を持ちつつも、近隣と差が生じないように施策を実行する市町村もあります。

これまで、県や市町村で様々な施策が行われておりますけれども、県の目指す目標に近づいているとの実感は乏しいと考えます。特に、県民希望出生率1.61の実現は遠いと感じます。現状を踏まえての所見を阿部知事に伺います。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には人口減少対策緊急広報事業で発信する子育ての魅力や発信のイメージについてというお尋ねでございます。

本事業は、県内の若年層や子育て家庭をターゲットとして、県が既に取り組んでおります子育て家庭応援プランをはじめとする様々な子育て支援策を周知することや、子育ての魅力ウェブ広告等を積極的に活用してプッシュ型で発信することを考えているものです。

子育ての魅力につきましては、行政だけでなく、企業や地域、団体等の様々な主体が、子供・子育てに優しい社会づくりに向けて県全体として取り組んでいる中で、若い世代が出会い、結婚をし、家庭を持ち、そして子育てを通じてウェルビーイングを実現していくことにあるというふう考えております。

こうした考えの下、特に若い世代を対象といたしまして、家族を持つことへの前向きな気持ちや安心感が醸成されるような、そうしたイメージを持って発信してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）人口減少の緩和に向けて、特に県民希望出生率の実現に向けての現状の所見ということで御質問をいただきました。

この人口減少問題は、非常に様々な要因があるわけでありますので、例えば、企業誘致をして雇用を増やすというような単純な政策とは違って、御指摘のとおり、かなりしっかりとした分析をしながら効果的な政策を講じていくことが必要だというふうに思っております。

そういう観点で振り返ると、私が知事になる前の2009年の本県の合計特殊出生率は1.43でありました。その後、2019年までの間、一時1.5台まで上昇しましたが、その後、コロナ禍に入り、2020年、2021年、2022年と減少し、そして、2023年、激減して1.34ということで、この間の推移を見ると、例えば、県の政策、施策が全く効果を発揮していないとまでは言い切れない

のではないかというふうに思っております。

ただ、一方で、出生数自体は、合計特殊出生率とは異なり、一貫して2007年以降減少しています。合計特殊出生率が横ばいの時期があつたにもかかわらず出生率が減っているというのは、女性の数が減っているということだからであります。

そういうことを考えますと、一つには、子育てしやすい環境をどうつくるかということがこれからも必要であるというふうに思っています。もう一つは、若者世代が県外に流出していくことをどうやって食い止めていくのかということをしかりとデータに基づきながら考えていかなければいけないというふうに思っています。

まず、前者については、婚姻数の増減を見てみますと、令和元年からコロナの初年度の令和2年に激減しています。婚姻数は対前年度12.6%マイナスということで、それ以前の婚姻数については、先ほど合計特殊出生率を申し上げたように、そこまで激減していません。プラスになる年もあればマイナスになる年もあるという感じでありましたが、令和2年以降激減しています。これは、コロナで出会いが少なくなったと推測されますが、よく分析をしていかなければいけないというふうに思います。

出生率が減っていく要因としては、婚姻数が減っているということが確実な要因として言えると思いますので、ここに対する対策をまずしっかりやっていかなければいけないと思います。そういう意味では、若者の出会いの支援や結婚支援が重要ではないかと思っています。

それからもう一点、若い世代が流出しているという部分について、これはかなり問題意識を持って取り組んでいかなければいけないと思います。先ほども、まちづくりや娯楽、遊べる場が欲しいという若者の声を御紹介いたしましたけれども、そうしたニーズを若い世代が持っているということを我々行政もしっかり受け止めながら、どういう地域、町にしていくのかということを考えていかなければいけないというふうに思っています。

一方で、これは国全体の構造的な問題であります。長野県だけが出生数が減っているわけではなく、日本全体が減っているわけでありますので、まさにこれは東京一極集中の問題や日本の社会の構造的な問題、働き方の問題、社会のありよう、こうしたところにも深く根差している問題であると思います。

我々としては、こうした問題、今までも、働き方、男女共同参画、こうした取組を進めてきましたけれども、まだまだ十分ではないというふうに思っております。産業界、様々な団体、県民の皆様方と問題意識と方向感を共有して、これまで以上に踏み込んだ政策を講じていかなければいけないと思いますし、政策だけでなく、お一人お一人の県民の意識が変わっていく、社会のありようが変わっていく、こうしたところまでつながっていかないと、この問題にはなかなか対応し切れないというふうに思っています。

長野県は、ほかの県とかなり違っていて、広く県民の皆様方と対話をし、戦略の策定、その後の実行も県民会議をつくって取り組んでいきたいというふうに思っています。この人口減少対策は、県民のウェルビーイングの向上とほぼイコールと言っても差し支えない大きなテーマでありますので、これからも愚直に県民の皆様方の幸せの実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君） まず、人口減少対策緊急広報事業について説明をいただきました。

もう少し魅力という部分を具体的に答弁いただければと思ったのですが、民間などの取組も含めて、しっかりと若い世代に前向きな安心感を与えられるような発信をしていきたいということです。今、子育ては大変なこと、お金がかかることというイメージが植えついております。先日の大井議員の質問でも、ネガティブ情報を払拭するといった話がありましたが、ぜひこういった部分をしっかり行っていただきたい、そのように思います。

知事にも御答弁をいただきました。様々な要因があって分析が必要という話でありました。再質問の通告はしておりませんが、施策のほうもしっかり行っていきたいと、こういう言葉がありましたので、少し所感を述べさせていただきたいと思います。

本日まで、合計特殊出生率や人口戦略会議の消滅可能性自治体などの質問から、少子化対策、人口減少緩和策、子育て支援策など様々な支援策について話がありました。こういった施策の分析は難しいとのことですが、民間からいうと、お金をかけて事業をしているのであれば、きちっとPDCAでチェックをしていく、そういったことが必要です。これは難しいということでは解決してしまっているのではないかと、そのように思います。

評価は難しいのですが、この子育て支援策は、クローズアップしますと、以前よりもかなり進んでいるというふうに僕は捉えています。もちろん、まだまだ女性、男性で差があるのは事実ですし、困っている家庭にはさらに手厚くといった面も必要ですが、保育料、子供の医療費、高校授業料、児童手当、最近では、通学補助、ランドセルの配付を行っているところもあります。学校給食費の無償化、家を建てると一定期間は固定資産税無料、育休の認知度などなど、自治体によって差はありますが、以前に比べれば子育て支援策は格段に進んでいる。私も子育て世代ですが、とても感じております。

周りの親も同じ感想を持っておりますし、少し上の先輩からはうらやましいと言われる。にもかかわらず、子供は増えない。知事も青木議員への答弁でおっしゃっていましたが、10年前よりも悪化していると、そのような話でした。

子供は減っています。なぜか。出生率を上げる施策と子育ての支援策、これは別物なのでは

ないかというふうに思っております。もちろん、出産前後からの支援が厚いことは不安の払拭につながりますので、全くの別物ではありませんが、施策では目的は別と考えたほうがいいのではないかと、そのように思っております。各種アンケートで経済的不安は上位になりますが、ネガティブのイメージもありますし、設問立てを分ければ結果が変わるのではないかと、そのようにも考えます。

そんな考えの下、成果の出ないこれまでの支援策について知事の所見を伺っております。子育て支援策はもちろん充実してほしいのですが、未来のために出生率を上げていくという施策にもっともっと力を入れるべきではないか、そのように考えております。

先ほどもありましたが、県は、政策評価で、出生率が上がらないという部分、婚姻率、そういった部分に言及しております。内閣府の男女共同参画局のアンケートで、理想の出会いと実際という部分で差異のある項目などもあります。こういった分析を生かして、ネガティブな部分を払拭し、狙いどころに重点的に集中する、そういったことを強く要望したいと思います。

これで私の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。第26号「公安委員会委員の選任について」及び第27号「教育委員会委員の選任について」は、それぞれ会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件それぞれに対して討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●決算特別委員会の設置並びに同委員会に令和5年度長野県一般会計及び令和5年度長野県特別会計の決算状況に関する事項並びに令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和5年度長野県流域下水道事業会計、令和5年度長野県電気事業会計及び令和5年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項付託

○議長（山岸喜昭君）次に、決算特別委員会の設置並びに同委員会に「令和5年度長野県一般会計及び令和5年度長野県特別会計の決算状況に関する事項」並びに「令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和5年度長野県流域下水道事業会計、令和5年度長野県電気事業会計及び令和5年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項」付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

●決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（山岸喜昭君）次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員にお手元に配付いたしました名簿のとおり議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員に名簿のとおり議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「4 決算特別委員会委員名簿」参照〕

○議長（山岸喜昭君）次に、お諮りいたします。ただいま選任されました決算特別委員会の委員中、委員長に清水正康議員を、副委員長に山田英喜議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に清水正康議員を、副委員長に山田英喜議員を選任することに決定いたしました。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、去る2月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「5 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●請願取下げの件

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、請願の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました請願取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「6 請願取下願」参照〕

●議員提出議案及び委員会提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議員及び議会運営委員長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

安全・安心な山岳観光の一層の推進を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風 間 辰 一
 賛 成 者
 小 林 東 一 郎 服 部 宏 昭 萩 原 清
 佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
 小 池 清 丸 山 栄 一 依 田 明 善
 堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史
 寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦
 竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫
 山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地
 垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志
 高 島 陽 子 埋 橋 茂 人 中 川 博 司
 花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝
 丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子
 林 和 明 小 山 仁 志 小 池 久 長
 百 瀬 智 之 清 水 正 康 小 林 あ や
 奥 村 健 仁 グレー ト 無 茶 清 水 純 子
 川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
 勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 和 田 明 子
 両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英
 宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

リニア中央新幹線の一刻も早い開業の実現を求める意見
 書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 山 仁 志 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司

小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
丸茂岳人	竹内正美	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	勝野智行	加藤康治
勝山秀夫	宮澤敏文	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を
求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一

賛成者

小林東一郎	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長

百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一

賛成者

小林東一郎	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子

両角友成 山口典久 藤岡義英
宮澤敏文 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

小林東一郎

賛成者

風間辰一	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

義務教育の更なる充実を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司

小 池 清 丸 山 栄 一 依 田 明 善

堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史

寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦

竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫

山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地

垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志

高 島 陽 子 埋 橋 茂 人 中 川 博 司

花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝

丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子

林 和 明 小 山 仁 志 小 池 久 長

百 瀬 智 之 清 水 正 康 小 林 あ や

奥 村 健 仁 グレート無茶 清 水 純 子

川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行

勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 和 田 明 子

両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英

宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検
討を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東一郎
 賛 成 者
 小 山 仁 志 服 部 宏 昭 萩 原 清
 佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
 小 池 清 丸 山 栄 一 依 田 明 善
 堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史
 寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦
 竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫
 山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地
 垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志
 高 島 陽 子 埋 橋 茂 人 中 川 博 司
 花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝
 丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子
 林 和 明 小 池 久 長 百 瀬 智 之
 清 水 正 康 小 林 あ や 奥 村 健 仁
 グレート無茶 清 水 純 子 川 上 信 彦
 加 藤 康 治 勝 野 智 行 勝 山 秀 夫
 毛 利 栄 子 和 田 明 子 両 角 友 成
 山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

健康保険証の廃止の延期を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

毛 利 栄 子 荒 井 武 志 高 島 陽 子

埋 橋 茂 人 中 川 博 司 花 岡 賢 一

望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子

竹村直子 小林陽子 林和明
和田明子 両角友成 山口典久
藤岡義英 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）の充実等を
求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

清水純子

賛成者

風間辰一 服部宏昭 萩原清
佐々木祥二 西沢正隆 宮本衡司
小池清 丸山栄一 依田明善
堀内孝人 酒井茂 共田武史
寺沢功希 大畑俊隆 宮下克彦
竹内正美 丸茂岳人 大井岳夫
山田英喜 向山賢悟 早川大地
垣内将邦 青木崇 小林東一郎
荒井武志 高島陽子 埋橋茂人
中川博司 花岡賢一 望月義寿
佐藤千枝 丸山寿子 竹村直子
小林陽子 林和明 小山仁志
小池久長 百瀬智之 清水正康
小林あや 奥村健仁 グレート無茶
川上信彦 加藤康治 勝野智行
勝山秀夫 宮澤敏文

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

教員の処遇の抜本的な見直しを求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

毛 利 栄 子

賛 成 者

小 林 東 一 郎 荒 井 武 志 高 島 陽 子

埋 橋 茂 人 中 川 博 司 花 岡 賢 一

望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子

竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明

和 田 明 子 両 角 友 成 山 口 典 久

藤 岡 義 英 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自治法の条項の廃止を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

毛 利 栄 子 和 田 明 子

賛 成 者

小 林 君 男 両 角 友 成 山 口 典 久

藤 岡 義 英

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

国の地方公共団体に対する指示権の慎重かつ適切な行使を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東一郎
 賛 成 者
 小 山 仁 志 服 部 宏 昭 萩 原 清
 佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
 小 池 清 丸 山 栄 一 依 田 明 善
 堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史
 寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦
 竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫
 山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地
 垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志
 高 島 陽 子 埋 橋 茂 人 中 川 博 司
 花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝
 丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子
 林 和 明 小 池 久 長 百 瀬 智 之
 清 水 正 康 小 林 あ や 奥 村 健 仁
 グレート無茶 清 水 純 子 川 上 信 彦
 加 藤 康 治 勝 野 智 行 勝 山 秀 夫
 宮 澤 敏 文

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

委第1号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

議会運営委員長 共 田 武 史

地方自治法第109条第6項及び長野県議会会議規則第23条第2項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (3)委員会提出議案」参照〕

○議長 (山岸喜昭君) 以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案及び委員会提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）最初に、議第1号「安全・安心な山岳観光の一層の推進を求める意見書案」、議第3号「刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書案」、議第4号「国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書案」、議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」、議第6号「義務教育の更なる充実を求める意見書案」及び議第7号「女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第2号「リニア中央新幹線の一刻も早い開業の実現を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第8号「健康保険証の廃止の延期を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立少数。よって、本案は否決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第9号「地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）の充実等を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第10号「教員の処遇の抜本的な見直しを求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立少数。よって、本案は否決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第11号「国の地方公共団体に対する補足的な指示に関する地方自治法の条項の廃止を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。議第11号「国の地方公共団体に対する補足的な指示に関する地方自治法の条項の廃止を求める意見書案」の提案説明をさせていただきます。

さきの国会において、地方自治法の一部を改正する法律が成立しました。大規模災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、個別法に規定がなくても国が地方公共団体に対し必要な指示ができるとする、いわゆる指示権が特例として創設されました。

地方自治は、日本国憲法において保障されております。国と地方の関係について定めている地方自治法は、2000年に施行された地方分権一括法において、国との上下・主従から対等・協力へと改められました。地方公共団体は、住民に身近な行政を自主的かつ総合的に担うとされております。地方自治法の一部を改正し、国に指示権の行使が可能になることは、これまでの国と地方の関係にゆがみをもたらすのではないかと危惧しております。

今回の改定は、影響を及ぼす事態の範囲が極めて曖昧であること、政府の判断で恣意的な運用が可能であること等の問題が指摘されております。

なぜ今地方自治法の改正なのか。審議を経ても、立法事実がはっきりしていません。衆参の審議では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態は何かということに対して、政府は、想定を超える事態なのだから現時点で想定し得るものはないこと。国がどのような事態に指示権を行使するか何度質問されても具体例を示すことができないこと。つまりは、白紙委任せよという

状態です。

新設された特例関与の仕組みが強力な権力的関与として働くことが明らかになり、事務処理の調整の指示は都道府県に法的義務として実行を迫り、代執行さえも可能とされます。国が直接調整の指示を行うことがあると総務相が明言したことは、地方分権、地方自治の本旨を真っ向から否定するもので、容認できません。

政府が存立危機事態を含む事態対処法や安保3文書に基づく特定利用空港・港湾への指示権適用について除外するものではないとしていることは、米国の戦争に自治体を動員するために使われる危険性もあり、看過できません。

審議の結果、指示権を行使した場合の国会への事後報告が義務づけられ、自治体との事前協議を国に求める附帯決議はあるものの、いずれも歯止めになる保証はありません。

よって、地方自治法の本旨及び地方分権の趣旨に鑑み、国の恣意的な介入を防ぐため、国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自治法の条項を廃止するよう強く求めるものです。

以上、意見書の提案説明とさせていただきます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。
○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立少数。よって、本案は否決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第12号「国の地方公共団体に対する指示権の慎重かつ適切な行使を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を

省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

◎委員会提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、委第1号「長野県議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次会は、来る7月5日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時43分散会